

宜 議 第 7 7 号  
令 和 5 年 4 月 2 6 日

議 長  
呉 屋 等 殿

総務常任委員会  
委員長 石川 慶

### 委員会審査結果について（報告）

第446回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

#### 1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 4 年 1 0 月 7 日	令 和 4 年 1 0 月 7 日	正・副委員長の互選、議案第51号
令 和 4 年 1 0 月 1 1 日	令 和 4 年 1 0 月 1 1 日	議案第58号、議案第61号
令 和 4 年 1 0 月 1 2 日	令 和 4 年 1 0 月 1 2 日	議案第51号、認定第1号、議案第58号、議案第61号、 所管事務調査について
会議日数 3日間		

## 2. 審査結果

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第51号	令和4年度宜野湾市一般会計補正予算(第4号)	令和4年10月6日	令和4年10月12日	原案可決
議案第58号	宜野湾市税条例等の一部を改正する条例について	令和4年10月6日	令和4年10月12日	原案可決
議案第61号	観光客対応防災備蓄仮設照明機購入に係る物品の取得について	令和4年10月6日	令和4年10月12日	同意
認定第1号	令和3年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について	令和4年10月6日	—	継続審査
—	所管事務調査について (総務行政に関する事務調査、企画行政に関する事務調査、基地行政に関する事務調査、消防行政に関する事務調査、会計行政に関する事務調査、選挙管理行政に関する事務調査、監査行政に関する事務調査)	—	—	任期中の継続調査

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、(賛成多数)等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

## 総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和4年10月7日（金） 1日目

午前10時00分 開会

午後 3時44分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	上地 安之
委員	桃原 功
委員	プリティ宮城ちえ

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英
委員	上里 広幸

○説明員（32名）

総務部次長	多和田 眞満
企画部次長	泉川 幹夫
財政課 財政係長	比嘉 隼也
市民経済部次長	新垣 育子
産業政策課長	宮城 恵美
福祉推進部 福祉担当次長	島袋 喜美恵
障がい福祉課長	島袋 尚
児童家庭課長	玉代 勢桂
子育て支援課長	浜里 郁子
国民健康保険課長	香月 直子
健康増進課長	玉城 悟
新型コロナウイルス ワクチン接種 プロジェクトチーム 担当主査	桃原 靖

人事課長	上地 章弘
財政課長	小橋川 陽介
デジタル推進課長	金城 広郁
市民協働課長	伊佐 英人
企業誘致担当主幹	饒平 名文治
福祉推進部 こども政策担当次長	津波 古良幸
保護課長	米須 之則
児童家庭担当主幹	棚原 佳乃
健康推進部次長	伊佐 真
国民健康保険課 庶務係長	大道 優
コロナ対策担当主幹	池原 史真子
建設部 参事	嶺井 辰也

建 築 課 長	普 天 間 朝 信
消 防 総 務 課 長	島 袋 保
生 涯 学 習 課 長	真 鳥 か お り
はごろも学習センター 所 長	山 口 久 美 子

消 防 次 長	又 吉 清
教 育 部 次 長	宮 城 葉 子
指 導 部 次 長	松 本 勝 利
G I G A ス ク ー ル 担 当 主 幹	比 嘉 広 和

○議会事務局職員出席者 棚原 裕貴

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

正・副委員長の互選

議案第51号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

第446回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和4年10月7日（金）第1日目

○事務局 皆さん、おはようございます。総務常任委員会を担当します棚原と申します。よろしくお願いいたします。

改選後、初の委員会でありますので、委員長が選出されるまでの間、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の我如古盛英議員に委員長をお願いいたします。

○我如古盛英 臨時委員長 年長のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前10時00分）

○我如古盛英 臨時委員長 これより委員長選挙を行います。選挙の方法は、指名推選または投票のいずれかの方法により行うか、お諮りいたします。

---

○我如古盛英 臨時委員長 休憩します。（午前10時01分）

○我如古盛英 臨時委員長 再開いたします。（午前10時01分）

---

○我如古盛英 臨時委員長 委員長の選挙については、休憩中にお諮りいたしましたように指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○我如古盛英 臨時委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

次に、指名の方法については、臨時委員長から指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○我如古盛英 臨時委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

それでは、私から指名いたします。

委員長に石川慶委員を指名したいと思います。ただいまの指名に御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○我如古盛英 臨時委員長 異議なしと認めます。よって、石川慶委員が委員長に当選されました。

ただいま委員長に当選されました石川慶委員の就任の御挨拶をお願いいたします。

○石川慶 委員長 皆さん、おはようございます。ただいま委員長に就任した石川慶です。総務委員会におかれましては審議事項も多岐にわたり、非常にボリュームがある委員会であります。しっかりと委員会運営できるよう頑張っていきますので、皆様方の御理解、御協力よろしくお願いいたします。本当にありがとうございます。

（拍手あり）

○我如古盛英 臨時委員長 それでは、新委員長が誕生いたしましたので、委員長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

---

○我如古盛英 臨時委員長 休憩いたします。（午前10時03分）

（臨時委員長、委員長と交代）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前10時03分）

---

○石川慶 委員長 これより副委員長選挙を行います。

副委員長の選挙方法は、指名推選または投票のいずれの方法により行うか、お諮りいたします。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前10時04分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前10時04分）

---

○石川慶 委員長 副委員長の選挙については、休憩中にお諮りいたしましたように指名推選の方法により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

次に、指名の方法については、委員長から指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

それでは、私から指名させていただきます。副委員長に知念秀明委員を指名したいと思います。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○石川慶 委員長 異議なしと認めます。よって、知念秀明委員が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました知念秀明委員の就任の御挨拶をお願いいたします。

○知念秀明 副委員長 皆さん、おはようございます。ただいま委員長より指名を受けた知念秀明です。しっかりと石川委員長を補佐していきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

（拍手あり）

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。（午前10時06分）

○石川慶 委員長 再開いたします。（午前10時21分）

---

○石川慶 委員長 改めまして、おはようございます。これより議事に入ります。

【議題】

議案第51号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

○石川慶 委員長 議案第51号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

お諮りいたします。議案第51号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、当局より補足説明がありましたらお願いいたします。

(執行部説明省略)

○石川慶 委員長 それでは、款ごとの審査になりますので、まずは2款総務費から審査を行ってまいります。

本件に対する質疑を許します。桃原功委員。

○桃原功 委員 質疑の前に確認したいのですけれども、2款のことですが、例えば17款の不動産売払収入というのは、この配付スケジュールの中に入っていないけれども、どこに出ている。不動産売払収入。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 すみません。桃原委員の質疑ですけれども、この17款2項1目不動産売払収入は、23ページ、2款1項5目の財産管理費で公共施設等整備基金積立事業に入っていますので、その関連で質疑が可能だと思います。

○桃原功 委員 公共施設、23ページ。

○総務部次長 24ページになります。すみません。01。これに入っていますので、併せてできると思います。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

○桃原功 委員 はい。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 公共施設等整備基金積立事業1億9,600万円。金額が15ページの1億954万8,000円と一致しないのですけれども、不動産売払収入と別なお金を合わせてこの1億9,678万8,000円ということですね。別なものは何がこれに足されているのでしょうか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。補正予算書23ページ、2款1項5目財産管理費、説明欄01の公共施設等整備基金積立事業1億9,678万8,000円の歳出の補正増の内容でございますが、まずこの内容といたしまして、補正予算書15ページの17款2項1目不動産売払収入、土地売払収入の1億354万8,000円、こちらのほうが積立ての財源として入っております。そして、それ以外のものでございますけれども、今回、補正予算で計上いたしました公共施設等整備基金積立事業の財源としましては、令和3年度内、令和3年度3月補正に間に合わなかった土地売払収入なども今回含めて積立てを行っております。そのため、今回、土地売払収入の歳入と公共施設等整備基金への積立額は一致いたしません、これは先ほど申し上げましたとおり、3月補正以降に売払収入がありましたので、その分も公共施設等整備基金へ積み立てしているという状況でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 要求した資料、届いているのですけれども、これを見ていると、普通財産というのはまったく面積で売れたという理解でよろしいですか。里道は非常に小さい面積、例えば0.51平方メートル、僅

かこれだけの面積だと思いますが、こういったところ売れるのですか。

それと、詳細はわかりますか。なかなか、こんな小さい面積というのは売りづらいと思うのです。あるいは買うなど、買いたくないと思うのですけれども、どんなテクニックでこういったものをしっかり売っているのか、もし分かればお聞きしたいのですが。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 御質疑にお答えいたします。里道に関しましては、住宅、自分の所有している土地に里道がかかっているとか、接しているとかがありまして、例えば建て替えとか、改修とかする際にこの里道の分を購入しておきたいという要望が上がってきます。それで売買するという形になります。なので、大小などの大きさは関係ないと考えております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうすると、先方からその申込みみたいなもの、御要請があったと。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 そのようになります。まずは建設部の担当のところでは手続をして、契約は総務部となります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 こういうふうに住宅等に隣接している里道はたくさんあるのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 数は分かりませんが、相当あるということです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 こういうふう不動産売払収入の計画性というのはあるのでしょうか。それとも、その都度、その都度、取引のタイミングがあって売っているのか。それとも、皆さんのほうで不動産の、これ本会議場で聞いたら、収入の用途については公共施設等整備基金に積立しているとのことなので、分かりませんが、何か計画的なスケジュールがあるのか。それとも、その都度、その都度のタイミングでやっているのか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 里道に関しましては、先ほど説明したように要望を受けてからになりますので、計画というのはございません。普通財産につきましては、市の所有している土地を売るわけですから、手続スケジュールは当然ありますけれども、見てのとおり普通財産で売却というのは頻繁にあるものではございませんので、計画性があるかと言われると、それではないということで御理解いただきたいと思っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今、この資料で825平米の不動産が売払収入として計上されてます。あとどのぐらい面積的な、ざっくりでいいですから、不動産というのはあるのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 その都度、その都度、この定例会ごとに普通不動産売払収入で里道とか入っていますけれども、里道を除いて、ざっくりですけれども…。今資料を持っている分しか答えられないのですが、申し訳ないのですが…。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○**桃原功 委員** いいですよ。急ぎではないので。

○**総務部次長** 令和2年ですけれども、200、合計、軍用地も入りますので、資料持っているもので、20万216.44平方メートルです。

(「もう一回」という者あり)

○**総務部次長** 200,216.44平方メートル。20万216.44です。

○**桃原功 委員** ありがとうございます。

○**総務部次長** これはあくまでも、今手元に持っている令和2年のものなので、増減しますので、概算というところで御理解いただければと思います。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 次、24ページ、市制60周年記念事業、今回210万円の予算計上。特別記念事業ということで、当初予算に1,000万円ぐらい出している。それに追加分ということになると思うのですけれども、企画部長が答弁されていましたが、キティちゃんの出演が2回、本会議の際に、私もメモに書いてあるのですけれども、もう一度説明をお願いします。

○**石川慶 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** おはようございます。桃原委員の御質疑にお答えいたします。まず、24ページの2款1項6目、説明欄01の宜野湾市制施行60周年記念事業の206万円の増の内容でございますが、まず増の内容からでよろしいでしょうか、増減の。

○**桃原功 委員** はい。

○**企画部次長** まず、増の理由としましては、12月議会の初日に開催される予定の宜野湾市議会60周年記念式典のものが60周年記念事業で追加採択されたことによる増減と、あと宜野湾市応援大使事業として、縫いぐるみの返礼品、ふるさと応援寄附返礼品のキティちゃんの宜野湾市バージョンという形で返礼品を作成して、それを返礼品に追加して、寄附を募っていこうという取組のものが主な内容となります。

先ほどの宜野湾市応援大使のキティちゃんの活用のものでございますけれども、本会議でも企画部長のほうから答弁がありましたけれども、当初予算のほうで組まれているのですけれども、2回。1回目として、市民の日、7月1日の式典を予定してまして、2回目が、実は宜野湾はごろも祭りのほうで計画をしていたのですけれども、そのキティちゃんの参加ができない、開催、祭りをやりませんので、今のところ別の事業ということで、あと1回の計画を担当部と今調整しているところでございます。以上です。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** あと一回、祭りで使えなかったから、もう一回、別な機会を使うのだと。世界のウチナーンチュ大会では使う予定ないのですか。

○**石川慶 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** 宜野湾市に特化したというところで使わせていただきたいということで、世界のウチナーンチュ大会ではなくて、別の事業で考えております。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今、議会の60周年記念事業で縫いぐるみの返礼品とありましたけれども、返礼品というのはキティちゃんのデザインをモチーフになるよう返礼品として出す予定ですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今のところ、縫いぐるみです。

○桃原功 委員 縫いぐるみを返礼品として出す。

○企画部次長 はい。よろしいですか。縫いぐるみも、今、ステッカーとかで出たときの絵があったのですが、はごろも天女を想定したというところでモチーフにした、これは宜野湾オリジナルバージョンの絵柄になっているものですから、その縫いぐるみを作って返礼品に加えて、ふるさと応援寄附の活用をしたいという考えでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 すみません。ちょっと細かい指摘になるのですが、この返礼品の縫いぐるみは、市場価格というのは幾らぐらいなのですか。それからキーホルダー的なものになっているのか、それとも普通に抱っこできる大きさなのか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 お答えいたします。サイズ感といいますとこれぐらい。

○桃原功 委員 20センチぐらい。

○企画政策担当主幹 大体高さ20センチちょっとぐらいのもの。市場価格、なかなか通常のデザインではないものから、比較がなかなかしづらいものになります。なので、これからまた、実際どういう形で、単価設定含めてできるかの細かい調整を行っているところです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 結局、これ発注するというのは、キティちゃんだからサンリオ。サンリオ側に発注するのですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 このキティちゃんというデザインがサンリオに帰属しているものになりますので、その政策に当たっては必ずサンリオさんのほうで製作を行っていただく内容になっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 なぜ宜野湾市の返礼品を使わない。例えばタームパイもあるし、あるいはピッピのコレネがあるし、そこにキティちゃんのマークを使えば、宜野湾のものもあげること、プレゼントできるし、キティちゃんも入っている。そこもオリジナルですよ。多分キティちゃんが入ったピッピのコレネというのはいないでしょうし、タームパイもないでしょうし、そういう機転というか、調整はなかったのか。結局サンリオ側に発注すると、そこはもっと効果的なことをできないのか。宜野湾の製品を使うという発想はなかったのかなと思います。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 お答えいたします。返礼品の製作に当たってですが、今、委員がおっしゃった、はごろも祭りとかに焼きごてで押印するなどの検討ももちろんしました。その際に、実際、ちょっと細かな計算になるのですが、1個生産するものに対して、また販売ロイヤリティという予算なども含めて、いろいろ検討していかないといけない。また、製造元との細かな調整というのもございまして、それに債務負担なども調整して、実際よく返礼品として出ていく、要は人気の高いものはどのようなものがありますかというこ

との意見交換した上で、今回、一番人気の高い縫いぐるみのほうを選ばせていただいて予算計上の運びとさせていただきます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。次のページに特別旅費46万円とあります。この特別旅費というのは何ですか。25ページ。

○石川慶 委員長 デジタル推進課長。

○デジタル推進課長 桃原委員の質疑にお答えしたいと思います。25ページの電子計算費の特別旅費なのですが、基幹系システムという形で、住民基本情報とか税情報とか、市の関係する情報システムとありますけれども、この基幹系システムを今度入れ替えます。それに伴って新しいシステムに切り替えますけれども、この切り替えてもらって、今までどおりちゃんとした、証明関係がちゃんと出るかどうかという確認を、東京まで行って、J-LISとありますけれども、そこまで行ってやらないといけない。なので、私は行けないのですが、行くのは住民基本台帳担当と税担当とシステム担当ですか、計4人で、必ず東京に行かないといけないかという形なのですが、必ず東京に行かないといけないのです。通知があつて、向こうでちゃんとしたデモ機というのがあるのですが、そこでちゃんと出るかというのを確認しないといけないみたいですので、東京に行かないといけませんので、それで計上しています。

○石川慶 委員長 次の質疑のある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 質疑の前に少し確認をさせていただきたいのですが、このタイムスケジュールで説明があると思いますが、その範囲外での資料要求はできないのですか

○石川慶 委員長 範囲外ですか。

○上地安之 委員 その範囲内での資料要求しかできないことになっているのかな。つまりその要求を、そのタイミング的に資料要求をすると、これは質疑をする機会というのが恐らくあした以降にしかならないと思うし、その資料要求についてはその範囲外の求めているのか、それを確認させてください。

○石川慶 委員長 款ごとに資料請求をしている流れになっていまして、今日資料請求した分に関しましては、3日目に質疑をする時間を設けていますので、そちらで質疑をしていただきたいと思います。上地安之委員。

○上地安之 委員 それでは質疑をします。23ページ、まず財調の積立て、そして土地売払基金の積立事業がここに入っておりますけれども、基金の一覧の資料の提出をお願いいたします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 上地委員の御質疑にお答えいたします。予算書の23ページ、2款1項3目財政管理費、財政調整基金積立事業及び2款1項5目財産管理費、公共施設等整備基金積立事業、これら各種基金の残高調書がございますので、提出をまいります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それから、先ほど御質疑の中で土地売払収入を公共施設等積立事業と関連させて説明していたのだけれども、その3月以降の補正額なのだけれども、それは補正増いつやったのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。令和3年度についての土地売払収入の補正時期ということによろ

しいでしょうか。

○**上地安之 委員** はい。

○**財政課長** これは令和3年度内に土地売払いを行いました、3月補正提出以降に売払いがなされたものですので、3月補正には間に合わなかった分ということになります。そのため、この土地売払収入は決算の剰余金となっております。具体的に申し上げますと、補正予算書の19ページをお開きください。補正予算書の19ページでございますが、この3月補正に間に合わなかった土地売払収入につきましては20款1項1目の繰越金、前年度繰越金の14億1,397万6,000円の中に含まれております。ただし、これは土地売払収入でございますので、やはり公共施設等整備基金に積み立てる必要がございますので、今9月議会で決算の提案とともに公共施設等整備基金へ令和3年度分の売払収入として積立てを提案させていただいている状況でございます。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** なぜ直近の議会でその手当ができなかったのですか。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 決算のほうで確定いたしますのが、出納整理期間が5月31日までとなります。その後、6月に決算は確定いたしますが、監査委員のほうに決算の監査、審査を行っていただきまして、その審査が終わったのが8月の下旬頃となります。それをもって市議会のほうに決算、その決算の中に実質収支のほうが含まれておりますので、同時のタイミングで補正の整理をさせていただいております。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 今の説明で十分理解しました。5月末日をもって出納整理期間、その後の手続でもって直近の議会で補正を提案する。

○**財政課長** はい。おっしゃるとおりでございます。

○**上地安之 委員** 理解いたしました。それから、資料要求しました財調の積立て、その根拠を説明してください。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 23ページ、2款1項3目財政調整基金積立事業7億1,000万円の積立ての根拠でございますが、これに関しましては、先ほど御説明いたしました19ページをお開きください。19ページ、20款1項1目繰越金、これは前年度繰越金、令和3年度の実質収支額となりますが、14億1,397万6,000円、これが補正の増の額となっております。地方財政法の規定の中に前年度繰越金が生じた場合は、その剰余金の2分の1以上を基金に積み立てるか、もしくは地方債の繰上償還に充てなければならない規定がございます。本市につきましては、その実質収支の2分の1以上を基金に積み立てるという方策を取っております、この14億1,397万6,000円の2分の1以上となる7億1,000万円を、本補正予算において7億1,000万円を財政調整基金へ積み立てる措置を提案させていただいております。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 財調でなくてはならないのですか。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 地方財政法の規定には、どの基金に積みなさいという規定はございません。ただし、基金、こ

の財政調整基金の性質でございますけれども、災害その他財源の不足が生じた場合に使える基金ということで、私たちとしては非常に重要視している基金でございます。もちろん公共施設等整備基金なども重要ではございますが、財政調整基金は財源の不足が生じた場合に使い勝手が非常にいい基金でございますので、やはり私たちとしては一定の残高を確保したいということで財政調整基金に積立てをさせていただいております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 まだ途中ぐらいに戻りますけれども、本来、里道そのものというのは国有地、国が管理を本地区でされていたのです。ところが、その市町村に、それまでの規制が緩和されて、市町村に委ねられた経緯があるのです。よって、その土地の取得、処分についての収益については、それは市の財源としてというようなものになったのはいいのですけれども、それを文書で当時のどのような法律の中でそれが変更になったのか、それを資料として何か出せますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 確認をして提出していきたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 よろしくお願ひします。

それと、23ページ、学習等供用施設の財源組替えの説明を改めてお願いできますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 23ページ、2款1項1目、説明欄03、説明欄04の中原地区及び大山地区学習等供用施設関連の財源組替え、地方債の財源組替えでございますが、こちらは歳入、ページでいきますと21ページをお開きください。歳入、21ページ、22款1項1目の市債の総務債でございますが、中原地区学習等供用施設建設事業債として1,000万円、大山地区学習等供用施設改修事業債として40万円の地方債の増を行っております。この増の理由につきましては、当初、こちら2つの学習等供用施設の起債メニューは、防衛補助予算の裏負担でございます、一般補助施設整備事業債という起債メニューを予定してございました。これは充当率75%でございます。ただ、年度に入りまして沖縄県との起債協議を行っておりますが、その際に、こちら学習等供用施設は指定避難所として防災上の拠点にもなり得るということで、今回、緊急防災・減災事業債という起債メニューがございます。こちら充当率100%になっておりまして、この地方債への引上げに同意を得られる見込みが出たことによりまして、地方債の補正増、財源組替えを行っている状況でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 財政需要額の算定基準の一部にそれがどの程度入ってくるのか。その違いについて説明いただけますか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 まず、一般補助施設整備事業債について申し上げますと、これは防衛補助を活用した裏負担への充当率75%の起債でございますが、こちらは元利償還金に対する基準財政需要額への算定はございません。ただ、緊急防災・減災事業債については、こちら元利償還金に対しまして70%が基準財政需要額に算入されるという形となっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 交付税措置もされることからすると、結果は置いておいて、交付決定額は置いておいて、それを需要額に算入されるということはいいと思います。それから、この起債をしたときに、起こしたら、償還、公債費等が常に発生してくると思うのだけれども、以前、一度起債を起こしたものについては償還が始まる。しかし、これは据置期間がどうなっているか分からないけれども、その年度途中での起債の組替えはできないというのが説明、当時あったわけ。だから、今回の案件については、償還までも据置期間があるから、それが可能になったのかなと思ったわけ。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 地方債の借入れの手続きでございますけれども、沖縄県を通しまして、地方債の一次協議と二次協議というのがございます。我々が今回提案させていただいているのは上半期のほうになります。地方債の一次協議で同意を得られる見込みがございますので、こちらで地方債の組替えの提案をさせていただきます。ただ、やはり締切りがあったり、二次協議のほうのタイミングが逸してしまったりしますと、もちろん地方債の協議は検討できませんので、その場合は地方債の組替えできませんが、一次協議、二次協議のタイミングをもちまして、協議のほうが整いましたら組替えは、もちろん要件を満たすことが前提でございますが、可能であるものと考えております。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑のある方。知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** よろしくお願ひします。先ほどの里道の件なのですけれども、里道はその土地に面している方が購入する権利があると思うのですけれども、その土地に面している基準の方がたくさんいた場合、これはそこに入っていくときに、この方がその里道を購入したら前の方が不便を被った場合とかあると思うのですけれども、そういった場合、どうやって判断していくのか。分かりやすく資料でいただければ、よろしくお願ひします。

○**石川慶 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 先ほど説明、桃原功委員のときに、建設部のほうで受付をして調査して、そういった関係、手続を取りますので、建設部に声がけをして、資料になるのか提案して提出したいと思ひます。

○**知念秀明 委員** よろしくお願ひします。以上です。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑ある方。我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** 89ページ、時間ないので、私も1つだけ質疑をお願ひしたいと思ひます。先ほど財産の売払いで4件の資料が出てきているのですけれども、やはりこれだけのものが売払いされていることになると、やはり場所とか、形状とか、資料として見ないといけないと思ひます。それで、できたら住宅地図でもよろしいですから、それと、できたら細かい里道、小さいやつ、大きいやつがありましたら、分かりやすい図面を添付していただきたいと思ひます。それは無理でしょうか。

○**石川慶 委員長** 総務部次長。

○**総務部次長** 我如古盛英委員のおっしゃる、もっと詳細な場所の図面ということかなと思ひますけれども、確認をして、提出できるか、調整した上で委員長に報告して提出したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** 1と2に普通財産ということなのですけれども、ここ、用地の場合は前のほうの保育所施設の、どういう形で使われているから普通財産なのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 2筆とも駐車場として使われております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 できるだけ分かりやすい資料を出せるようお願いしたいと思います。

○石川慶 委員長 ほかにございませんか。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 1点だけ、22款の歳入のほうで歳出の2款に含まれているので、歳入、歳出が含まれているので、資料が9番あるのですけれども、それについて質疑していいですか。

○石川慶 委員長 はい。

○平安座武志 委員 資料の9番、お願いします。1点だけ確認させてください。この資料を見ますと、自治会負担金というふうに書かれているのですけれども、これは負担金なのか、寄附金なのか、はっきりさせてもらいたいと思います。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 自治会負担というふうに今記載されているのですけれども、内容としては寄附金のことになっております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 であれば、資料請求、我如古盛英委員が資料請求していますけれども、記載として言葉で書いてもらえないですか。負担金と寄附金、違いますよね。しっかりとした、寄附金であれば寄附金と書いてもらったほうがいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

○石川慶 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 寄附金として自治会が負担するという意味合いで記載させていただいておりますので、次回から分かりやすいような、寄附金という言葉を使ってまいりたいと思います。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ぜひよろしくお願いします。負担金と寄附金、違いますので、負担金のほうは法的根拠が必要になるはずですので、法的根拠ないですから寄附金と使っていますけれども、寄附金であれば寄附金と、しっかりと書いて、しっかりと言葉で資料は提出していただければと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかにございますか。

(「なし」という者あり)

○石川慶 委員長 11時になりますので、2款に関しましては終了いたしまして、休憩をして職員の入替えをしたいと思いますので、11時10分から再開したいと思います。よろしく願いいたします。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時00分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時10分)

---

○石川慶 委員長 続きまして、3款民生費、4款衛生費、10款教育費、幼稚園費の一部について審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手をお願いいたします。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 国保の繰出金についてお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。31ページ、3款1項1目の説明番号02番、国民健康保険特別会計繰出事業1億円。説明の中では、本国保事業が6.3億円の赤字という記憶があるのです。6.3億円。そこに1億円繰出しするということなのですが、なぜ1億円なのか、まず根拠をお尋ねしたいと思います。6億3,000万円。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 31ページ、3款1項1目、説明欄02、国民健康保険特別会計繰出金事業のその他一般会計繰出金、決算補填1億円の根拠について、国保特会の繰出金、一般会計からの繰出金でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

この繰出金につきましては、昨年度の令和3年度の12月議会において国保税率の改正を提案させていただいた際に、単年度赤字の解消を図るために国保税率の改正を行うという形で提案させていただきましたが、累積赤字、その際には10億円以上、11億円以上の積み上がった累積赤字がございましたが、この累積赤字については一般会計から段階的な繰り出しを行うことによって、令和7年度をめどに計画的に解消していくということで、市議会のほうにも御説明をさせていただいたかと存じます。そこで、令和4年度の今回の9月補正予算におきましては、先ほど歳入のほうでも御説明いたしましたとおり、14億円以上の実質収支のほうも出ておりますので、その一部を活用いたしまして、国保特会のほうに1億円、これは根拠といえますか、その他必要経費もございますので、国保特会のほうに1億円を繰り出して、将来的な累積赤字の解消を目指すための補正でございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** よく分かりました。累積赤字が11億円というような説明でした。ちょっとメモで、6.3億円の赤字という話をしていたみたいですけど、この6.3億円というのは11億円から6.3億円になっているということなのですか、累積が。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 御説明申し上げます。昨年度、国保税率改正を提案させていただいた際の累積赤字は11億円以上ございましたが、その12月補正で税率改正と同時に4億円の一般会計からの繰出金も計上させていただいております。その一般会計からの繰り出しもありまして、令和3年度末の国民健康保険特別会計の累積赤字は約6億3,600万円程度まで圧縮されてきております。そして、今議会、9月補正では、先ほど御説明申し上げました将来的なさらなる累積赤字の解消を目指すために1億円を計上しているという状況でございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 続いてお尋ねいたします。33ページをお願いします。33ページは、3款1項8目と説明番号03番の介護給付費等事業委託料、ごめんなさい。返還金約5,100万円、これは多分資料を要求して、資料番号6番、実績が下回った理由がここにあるのですけれども、もう少し詳細にお答えできますか。実績が下回った理由というのをお尋ねしたいのですけれども。

○**石川慶 委員長** 障がい福祉課長。

○**障がい福祉課長** お答えします。今回、資料にありますけれども、受入れ額が12億2,126万9,352円、実績が11億7,009万859円となっております。返還金が5,117万9,000円となっておりますが、下回った理由というところなのですけれども、こちら障害者の介護給付サービス利用料給付費となっております、実際、どの

程度のサービスの利用が見込まれるかというところがポイントになるわけなのですが、例年、少し多めに交付申請を行っております。その結果、今回5,000万円の返還になっているわけなのですが、執行率としては95.9%あります。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** そうすると、例年、多めに見積りを出して、例年どおりの執行率が96%に近いということは、大体おおむねこのような執行率でこのように結果が生じているということですか。

○**障がい福祉課長** はい、そのとおりです。

○**桃原功 委員** 続いて、資料番号の7番、これは生活保護返還金、1億5,600万円の返還理由で、もう資料が出ているので、これで理解できました。ただ、一番下の2番のところに、当初は被保護者を増で見込んでいたところ、実際は対前年比で減、20万円の減となったということなのですが、予想はどう、見積りも出たけれども、実際減についての詳細をお尋ねいたします。

○**石川慶 委員長** 保護課長。

○**保護課長** ただいまの質疑にお答えいたします。令和3年度、委員がおっしゃったとおり増で見込んでいたということなのですが、そちらについては、コロナ禍の現状もございまして、社会情勢等もあって、生活に困る方も増えるのではないかとということと、あと生活扶助費については、過去の5年度の平均の伸び率を加味して予算を組んだところでして、それから増減が生じるわけなのですが、実際には福祉概要の2の1ページのほうを御覧いただきたいのですが、こちらにあるとおり、被保護者数については令和2年度の2,622人から令和3年度は2,599人と、実際には23人減となっているところでございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** よく分かりました。ありがとうございました。以上です。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑のある方。我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** お聞きしたいと思います。新型コロナに関しては、市民、皆さん関心があるのですけれども、38ページ、4款の2目、②の新型コロナウイルスワクチン接種事業というのがあるのですけれども、これから見ると新たな事業、追加の事業と、それから22節ですか、償還金のほうに予算が割り当てられると思っているのですけれども、これはオミクロン株対応の接種事業と、それから新しい新型、さらに新型がはやりそうということで対策をしているのですけれども、そういうのも含まれているのでしょうか。大まかな説明でもいいですので、説明していただきたいと思います。

○**石川慶 委員長** コロナ対策担当主査。

○**新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチーム担当主査** 御質疑にお答えいたします。資料の38ページ、4款1項2目の新型コロナウイルスワクチン接種事業なのですが、こちら当初予算の際には国の医療機関に合わせて令和4年9月末までの予算を組んでおりました。しかしながら、委員おっしゃるように、今般、新しいオミクロン株を用いたワクチン接種が追加になりましたので、これに伴って国の医療機関も今年度末まで延長になりました。なので、年度末まで必要な経費を追加で補正増して要求している内容になっております。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** その10月末まで延長するということは、新しい新型の物すごい感染力の強いやつで、

すみません。今ちょっと名前をすぐは言えないのですけれども、その新型にも対応できるワクチン接種の事業もできるということなのですか。

○石川慶 委員長 コロナ対策担当主査。

○新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチーム担当主査 お答えいたします。この新たな変異株、オミクロン株対応ワクチンなのですけれども、2種類ございまして、まずBA. 1株に対応したワクチンというのがありまして、これは先月末に執行部に配布されておりまして、市内の医療機関のほうでも、早いところは9月から接種開始されております。現在進行中で取り扱っております。また、もう一種類、BA. 4、5、新しい株に対応したワクチンも今後入ってくる予定になっておりまして、これが10月中旬以降というふうに聞いておりますので、納品され次第、速やかに接種できるような体制を構築していきたいと考えております。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 国庫の返還金、そしてまた県の返還金がかかり出ているのですけれども、それは先ほどの出納整理を終えた、その返還の流れになっている だけけれども、それは間違いはないですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。この返還金、国庫、県負担金などの返還金については、令和3年度中に既に収入されているもので、実績に基づいて精算して返還するというものでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 扶助費の高額な返還、その説明を聞いた上で、それはコロナの影響、そしてなかなか密を避ける中でランニングする機会が激減、支出が減った。よって、医療扶助等もかなり減額されていると思うのだけれども、ほかの事業も全く同じように理解していいのですか。

例えば先ほどの障害者自立支援については、交付決定額が増額になっている。それで返還の説明があったのですけれども、扶助費についてはコロナの影響、まさに影響を受けている。この財源の激減の中で医療扶助がかなり激減されているのです。ほかの事業についても、今回、国庫返還金、県に対する返還金が続出されているのだけれども、その辺の事業についても、例えば厚生医療給付費の返還だとか、あるいはまた障害者自立、そしてまたひとり親等々あるのだけれども、それはコロナの影響なのか、どのように皆さんがそれは検証されていますか。事業が満たされていなかったのかな。コロナの影響だけであったのか。つまり事業できなかったということです、返還金が発生したということは。これは毎回出納終了まで、この9月議会では国庫、県の返還金というのがこの時期に発生してくるのだけれども、かなり大きいわけですが。どのように評価されたのか。逆にまた、事業がうまく計画どおりいかなかったのかなと思ったりもするわけです。その辺、どうなのですか。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉推進部福祉担当次長 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。扶助費に関しましてお答えいたしますけれども、扶助費というのは、ある程度必要な方を予測して、それで予算立てはするものなのですけれども、コロナの影響もございしますが、それ以上にこれまでに、例えば障害福祉の介護給付費等でしたら、事業が満

たされてくること等によって年々増加をしてございます。それで、予算立てをする場合には、コロナの影響もありますけれども、それでもコロナの影響というのは、それが拡充するのか、感染流行するのか、そういったことを読めないものですから、ある程度確保しておかないといけないと思っております。それに基づいて、私たちはその伸び率、そういった形のことを勘案しながら予算立てをしていて、年度の経過も見ながらやっておりますが、それでもどうしても、ある程度必要な方に給付することができないことがなくなるように扶助費というのは持つておかないといけないということを考えておりますので、それで最終的にはその返還が生じるという形になると思います。

生活保護のほうも、先ほどお話をしたけれども、全体的に見ると約40億円と大きいお金の中から、執行率に関しては大体96%とか97%ぐらいまで、そういったところまではいつている状況でございますので、その変化については、大きい変化が生じたこと、億単位とか、そういったことについては、申し訳ないとは思いますが、扶助費は持つておかないといけないなというふうに考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それは義務的経費の中で、もちろん尊重しています。しかし、あまりにも乖離しているというのは、何らかの理由があるわけ。それ、皆さん方の努力をもって扶助費を抑えるような支援事業が功を奏したというのであれば、というのもあるわけです。ですから、これは義務的経費の位置づけとして、決して予算化をするまでの話ではないのです、言っているのは。そのように説明するのだったら、その扶助費の補正予算というのは計上できない仕組みになっているの。今の説明からすると、補正予算が計上できないような説明にしか聞こえないわけ。これはどうですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。補正予算については、年4回定例会において、その都度、不足額、また余った額など補正増、補正減をさせていただいております。先ほど福祉担当次長のほうからも御説明ございましたとおり、その定例会の補正ごとに執行状況を見ながら、補正増であったり、補正減であったり、その辺は財政と、また福祉担当部署のほうと調整をしながら予算編成を行っているところでございます。ただし、扶助費につきましては、やはり伸び率等、なかなか本当に読みづらい部分ございまして、最終の補正のタイミングとしては3月補正が最後になるのですが、やはり3月の後の4月にも最終の支払い等がございまして、出納整理期間中の支払いでございまして、この部分が非常に読みづらいケースが多いのが実態でございまして、そのため、3月補正でもやはり少し余裕を持たせて補正予算を編成している状況でございまして、どうしても若干不用額が出てしまうと。今回の不用額に関しましては、例えば生活保護費については1億5,686万4,000円、これは医療扶助費の執行残が主な要因でございまして、これについても昨年度は4億8,000万円以上の返還分、これはコロナの影響でございまして、出ておりましたので、福祉推進部のほうと令和3年度は調整をしまして、この不用額の圧縮については、なるべく不用額は出さないようにという形で調整をした結果ですが、結果として不用額が生じてしまったということは申し訳なく考えております。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 不用額というのは見込みを立てた予算というのは、あくまでも予算というのは見込みだから、それについては十分理解をしておりますし、あるいはまた、その軽減させるためのその事業を展開

しているのではないですか。それも功を奏させていただければ、なおさらいいなという思いをしたところであります。

ところで、国庫返還金、県返還金、当然応分の市の負担分が発生しています。応分の負担がありますよね。それはどこにいつているの。説明いただけますか。例えば先ほどの財調の積立てしたとき、剰余金の2分の1を下らない。それと同じように、このように返還が発生すると同時に、市の負担分というのがそこに生まれる。それはどこに流れていくのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 国庫負担金、県負担金につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、令和3年度中に収入されております。ただし、歳出の実績に対して多く入り過ぎてきておりますので、具体的に申し上げますと決算の剰余金となっております。補正予算書で申し上げますと、先ほど御説明をいたしました19ページの20款1項繰越金、前年度繰越金の14億1,300万円余り、これが実質収支の中に、このもらい過ぎてしまった国庫負担金、県負担金などが含まれております。今回の補正予算において、この実質収支の中から返すべきお金ということで各種返還金を計上させていただいたということでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その財政手法については理解いたしました。ぜひとも返還金が発生してくるということは、決して全て悪いというわけではなく、あくまでも予算というのは見込みを立てての予算ですから、何が起きるか分からないというのは十分理解しております。しかし、その中で事業を停滞させるようなことというのは行政サービスにおいては停滞させるということにしかならないから、そこら辺はまた十分配慮して取り組んでいただければと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。上里広幸委員。

○上里広幸 委員 お願いいたします。予算書の33ページ、3款1項8目の説明書き04についてちょっと教えていただきたいのですけれども、相談支援事業について教えていただきたいのですけれども、今回100万円余の補正がされているのですけれども、令和3年の9月には非常事態時の予算等も組まれたと思うのですけれども、今回入っていないような感じがするのですけれども、その辺についてお伺いしたいのですけれども、よろしくをお願いします。

○石川慶 委員長 福祉担当次長。

○福祉推進部福祉担当次長 上里広幸委員の御質疑にお答えいたします。3款1項8目の説明欄04の相談支援事業でございます。今回補正をさせていただいたのは、説明欄の次のページでございますけれども、時間外勤務手当、会計年度任用職員分と、あと成年後見人制度利用補助費分ということになっております。この補正に関しましては、今回、障害者の相談支援、それについて自立支援協議会を開催して、庁舎の中の直営で基幹相談支援センター機能をつくっていこうということになりまして、その強化をするために相談員の時間外の要求をさせていただいているところでございます。

もう一つの成年後見人制度利用補助費ですけれども、市民の方で日常生活がままならなくて、成年後見人をつけないといけないというような形になった場合に、家族の方がその手続等できればいいのですけれども、そういった方が、手続をされる方がいらっしやらない方については、市長申立てということで、市長が申立てをして、またさらにその活動に係る報酬、その後見人の報酬等も市のほうから支出するというような仕組

みがございます。毎年度人数を予測しまして、それを計上させていただいているのですけれども、今回、そういう対象の方が増えたということが見込まれて、それで今回、その扶助費について、この補正予算では計上させていただいているものでございます。医療的ケアについては担当の課長のほうから説明させます。

○石川慶 委員長 障がい福祉課長。

○障がい福祉課長 お答えします。令和3年の医療的ケア児が補正されたという理由なのですけれども、令和3年中に医療的ケア児支援法が成立しまして、法の成立に伴って医療的ケア児担当相談員を配置することになりました。その相談員配置に際しての補正予算となっております。その医療的ケア児相談員なのですけれども、そのまま継続して今年度も配置されておりますので、それは当初予算で計上しております。以上です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 今回の説明で分かりました。ありがとうございます。

もう一点聞きたいのですけれども、先ほど土地委員からもあったのですけれども、37ページ、3款3項5目の扶助費なのですけれども、今回1億5,600万円、前年度、先ほど課長からもあったのですけれども、4億8,700万円。開きがあるのですけれども、通常、前回の説明では4億円近い扶助費がある際には、コロナでの超過金みたいのが増えて4億円になったと。返還金もついてきて1億5,000万円程度なのですけれども、平均してどれぐらいを見込んでいるのか。もちろん流動的なものがあると思うのですけれども、毎回大きく返還金の変動しているのか。ある程度、平時の際の計算方法とか見込みの方法とか、そういったのがあるのであれば教えていただきたい。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。国庫負担金については、歳出のほうの扶助費に係る市分の判断ですので、歳出の扶助費をどう積算するかというところになるのですが、年間の扶助費、保護費、扶助費で言うと令和元年度が42億円余り、令和2年度が40億円余り、令和3年度も同じく40億円余りということで、2億円ほど、コロナ前に比べて医療扶助が減ったことによって総額についても減っている状況です。月単位で言うと約3億5,200万円が毎月の支出になるのですが、そういった、先ほども話があったのですが、この各年の伸び率等をかぶせた上で翌年度の見込みを立てて、今積算をしているところでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 見込みを立ててやっていくのは分かるのですけれども、その平均を出したりする部分もある。なぜかという、コロナ禍で、今説明があったとおり、皆さん、計算見込みが立てにくいと思うのです。これを何に試算して計算しているのかなというのを少し確認させていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 保護課長。

○保護課長 令和3年度の見込みについては、平成28年から令和2年度までの対前年度比の伸び率、また5年分の平均というようなことでバランスを取っております。医療扶助については、課長から御説明しているとおりコロナの影響を受けた状態ですので、この各4年間の平均額で見込みを立てたものでございます。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりました。ありがとうございます。今、コロナ禍で前年度と比べていく試算の取り方ですと分からなかったものですから、5年、今の説明だと4年間の平均を取って試算したという理解でよ

ろしいですか。

○**保護課長** はい、そのとおりでございます。

○**石川慶 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** 理解しました。ありがとうございます。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑のある方。伊波一男委員。

○**伊波一男 委員** 38ページ、1目の02、子ども医療費助成事業で、こども医療費の単独事業分というのがあるのですが、それをちょっと教えてもらいたい。

○**石川慶 委員長** 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** 御質疑にお答えいたします。4款1項1目、02のこども医療費助成事業60万円の補正で、補正増でございますが、昨年度まで市の単独事業としまして、小学生と中学生の入院分までは市の単独事業として助成をしておりました。子ども医療費助成事業が、令和4年、今年度の4月から拡充されまして、単独事業がなくなりまして、今回、県の補助を受けまして、中学生までは、皆さん、補助事業として助成できるようになりました。ただ、昨年度までの市の単独事業の分の請求なのですが、医療機関もしくは保護者からの申請が最長3年間まで申請を設定することができます。遅れて申請をすることもできます。ですが、大変申し訳ないのですが、この分は当初予算のほうで計上を見込めておりませんで、今回補填を計上させていただいて、単独事業分として、これは3年になりますので、後から遅れる申請につきましては助成のほうを提案していきたいと思っております。そのための補正でございます。

○**石川慶 委員長** 伊波一男委員。

○**伊波一男 委員** 申請が遅れる分の補正ということで理解いたしました。

もう一度確認しますが、今年の3月31日までに受けた中で申請していない方は、3年間、申請期間というのはあるのですか。

○**石川慶 委員長** 児童家庭課長。

○**児童家庭課長** お答えいたします。保護者の方からは、診療月の翌月から2年間は申請できます。ただ、自動償還のやっておりました病院に関しては、病院内の軽微な手続等いろいろあると思いますので、病院の遅れ請求につきましては、3年間は申請できる仕組みとなっております。

○**石川慶 委員長** 伊波一男委員。

○**伊波一男 委員** 分かりやすくありがとうございます。手続等遅れる方もいるわけですから、その点、またよろしく願いいたします。

その下の03、もう一度確認したいのですが、これは予算の説明をされてましたが、保健相談センター事業運営費、それは新型コロナウイルス感染症、国庫補助金での委託料、コールセンターというお話をされていたのではないかなと思うのですが、これは今から契約をするのですか。それとも継続の契約の状況なのですか。こういった形の仕事をこのコールセンターに回すのですか。

○**石川慶 委員長** 健康増進課長。

○**健康増進課長** 伊波委員の御質疑にお答えいたします。コールセンターの委託業務のほうになります。委託業務につきましては、これまでも新型コロナウイルスの陽性者と世帯につきまして、自宅療養者の支援事業として、また配食サービスの実施を始めて、かなり時間、期間がたつわけですが、その間、なかなかコロ

ナの収束が見通せない中で、職員のほうで受付業務をしているところでございます。健康増進課の職員で受付業務を担当しているところではありますが、その中で配食サービスにつきましては、また配達業務等、外部へ委託しまして実施していて、全庁体制でやっていたところを今途中から配達業務を行っているところですが、長期化する中で、健康増進課の職員のほうで対応しているものですから、やはり7月、8月、9月、かなりの件数の増加がありまして、なかなか通常業務にも支障を来す状況がございましたので、今回、受付業務をコールセンターのほうに委託しまして、そのコールセンターのほうに配送業務の配達の依頼とか、あるいは業者さんに食料の注文の取りまとめ等を一括してコールセンターに委託することを今予定しております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 委託するのであれば、そのほうが職員の皆さんの動きもよくなるのではないかなと思うし、通常の仕事もできると思います。

もう一度確認しますが、委託料、補助金からの分がありますけれども、これからまた始めるのですか。

○石川慶 委員長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えいたします。コールセンターの委託につきましては、6月、7月、8月、かなり感染拡大していたことにより、企画のほう、あるいは部内のほうで調整いたしまして、9月5日から実際委託業務を開始しているところでございます。今回、補正予算のほうに上げさせていただいておりますのは、11月、12月、今後のまた契約分についての計上になっているところでございます。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。理解しました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑の方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 37ページの民生費、生活保護費、3項1目生活保護総務費の中で、職員の給料とか期末勤勉手当とか、マイナス分が大きいのですけれども、生活保護の困窮している家庭も多く、そしてその面倒を見る職員の負担もとても大きいと聞いています。手が回らなくて、一人一人になかなか手が行かないという厳しい状況というのを聞いているのですけれども、この辺のところをやっぱりもっと職員のほうがちゃんと働けるように人を増やしたりとか、そういうところで何か打開策というのは、その辺は検討されているのでしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 こちら職員給与、それぞれ3項で出てきておりますけれども、こちらはちょっとお話したように、人事異動に伴って給与がそれぞれ給料違いますから、その差額とか手当が人それぞれ違いますので、その差額が出ている。それを定例会で計上しているということであって、人を削減したとか、そういったものを反映しているといったことはないということを御理解いただければと思います。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 すみません。では、私の知識が浅かったかと思っておりますけれども、職員の働く環境、そういうものは問題ないというふうなことですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○**総務部次長** 例えば扶養手当とかがありますけれども、これは職員によって扶養家族がいる、いないありますので、その方の人事で替わるとそういう増減が発生する。住居手当も通勤手当も、そういったものに該当しますので、職員給与が、それぞれ、いろいろありますけれども、そういう御理解をしていただきたいと思えます。

○**プリティ宮城ちえ 委員** 分かりました。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑のある方。  
(「進行」という者あり)

---

○**石川慶 委員長** 休憩いたします。(午前11時55分)

○**石川慶 委員長** 再開いたします。(午前11時56分)

---

○**石川慶 委員長** 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。  
(午前11時56分)

◆午後の会議◆

○**石川慶 委員長** 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

午前に引き続き、議案第51号に対する質疑を許します。5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費について、一括して審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手をお願いいたします。我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** 午後もよろしくお願ひします。6款農林水産業費、2項1目をお願いしたいのですが、本会議でも市長のほうに質疑しましたが、今回の産業まつりで林業事業運営費として23万5,000円を計上して、いろいろな県産木材のパネル展を行いたいということですが、これは、これまでに予定していた産業まつりに加えて、このパネル展等をこの時期にやるということでもいいかどうか、説明をお願いいたします。

○**石川慶 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** お答えいたします。産業まつりは例年のとおり、3年ぶりにはなりますけれども、昨年度の産業まつりは規模を縮小して開催してまいりましたけれども、今回は市立体育館前のほうで開催することとなっております。その中で、通常の産業まつりを行う中で、少しブースを設けまして、木工体験ブースという形で開催したいと考えております。追加の企画となっております。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** 追加の事業ということですが、予算はどこからなのか。予算が入った関係でこのパネル展をやるということになるのか。あるいは、県産木材というと宜野湾市ではなかなか、どういったことをやるのかなという内容についてなのですが、なかなか想像がつかないのですが、もし分かることがあれば教えていただきたいと思えます。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えいたします。今回、この取組を企画した背景にありますのは、森林環境譲与税というものがございまして、こちらについて少し、御説明させていただきたいと思っております。こちらは平成31年に施行された森林環境譲与税というものがございまして、こちらはパリ協定の枠組みの下で取り組んでいるものとなっております。令和6年から森林環境保全というものが開始される予定となっております。その間、令和5年までの間に森林環境譲与という形で5年間、施行されているものの、まず先にございますので、5年度は森林環境譲与税を活用した事業を企画しているというものとなっております。この森林環境譲与税につきましては用途が決定されております目的税となっております、こういった木材の利用の普及啓発や利用促進の事業に充てられるものとなっております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 では、そのパネル展だけで、ほかの産業まつり、従来の市内の産業をメインにしている皆さんがいろんな出展をしたり、従来のとおりの産業まつりを行うのですけれども、パネル展というのはどういう形で、別パーツにするのか、そういうところまでも決まっていますか。方法まで。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 市の産業まつりにつきましては実行委員会形式で開催しておりまして、宜野湾市と商工会とJAさんのほうからの負担金でもって運営しているのが多いわけがございます。その事業の中で、少しブースを活用して、今回は市の直接的な事業として行うのが、この木工体験ブースというふうに考えております。一角で行うという形で、産業まつりの中。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 予算がこういう予算ですので、もっと大々的なものはできないと思うのですけれども、この写真とか、実物の県材の森林の状況とか、既製品をパネルにして展示するとか、そういう内容までもあるのですか、具体的な。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 お答えします。木工体験ブースという形で今回企画しておりまして、木工体験ブースのほうでは、材料を使って参加者の皆様に、例えばこまやペン立てなど、簡易な製作物ができるような体験ブースを設けたいと考えております。また、横のほうで啓発の部分として、例えば県内の木の切れ端とか、いろんなものを掲げながら、またパネル展など見学できるような仕組みを考えております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 市内では、隣市町村並みに、森林というのでしょうか、森林地帯が残っているわけで、なかなか住宅地域はそういった限られた森林と言ったらおかしいですけども、あまりなじみのないものだと思いますので、脱炭素を目指してのものでもあると思いますので、取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 今の件で少し確認します。平成31年4月にスタートした事業なのですけども、今回補正で123万5,000円、これは地方譲与税の関係ですよね。国庫がそこに譲与しているのですけれども、その契約に55万9,000円の基準根拠を示されているのですか。例えば交付は年に2回となっているのです。年2回。

今回2回目で、補正がこうして上がっているのだけど、これ人口規模の10万人を想定した額となっているのか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今回の補正が、歳入と歳出してありますけれども、今回の歳入は基金から繰入れ、歳出、使う分を基金から繰入れするための歳入の補正となっております。1年に2回交付される件につきましては、本年度は1回目が9月末に入ってきておまして、523万6,000円という金額が出てきております。また、年度末にももう一回入りますけれども、この譲与税の交付については、森林の面積であったり、人口の割合であったり、そういったところで算出がされておまして基準というものが設けられています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ごめんなさい。これは基金。

○産業政策課長 一旦基金に積み立てて…。

○上地安之 委員 基金残高というのは幾らなのでしょうか。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 基金残高が幾らになっているかということ、基金の取崩しをして歳出で事業を組むとは思っただけけれども、その歳出の事業を組む、この計画なんかつくられているのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 基金残高、5月末現在で1,892万9,000円となっております。今後の計画につきましては、具体的なものというところを数年にまたがって計画を持っているわけではございませんけれども、例えば去年、おとしで取り組んだものは普天間小学校の図書館における書架であったり、大謝名小学校です、すみません。大謝名小学校における書架であったり、学校で使う椅子とかに充当しております。そういった大きな事業が出てくる際に充てられる、最大限に利用ができるものがないかという検討をしながらやっていっているのが今の現状になっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 平成31年にスタートしたのだけれども、地方譲与税として基金をつくって、基金に積み立てているのだけど、令和6年度、譲与税が廃止をされて、住民税に加算をされて、1人年間1,000円という仕組みに変わっていくのです。それが住民の負担増がそこにまた発生するか分からないけれども、それ住民税で賦課徴収しているという仕組みに変わっているか。そうすると、今後、その1,000円を賦課徴収したやつを、それを基金に入れてくるという流れになっている、そういう説明ですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 令和6年度からは、今御説明されるように、市町村民税を賦課して徴収を市町村が行った形で、ここから都道府県から国へという形でお金が出ていくものです。そこから私たちの市町村のほうにはそういった形で交付されてくるものでありますので、今の譲与税と大きな流れ、そういうところは活用内容としては変わらないものと考えておりますので、今後は計画していかなければならないものと考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 賦課徴収をしていく、国民1人当たり、宜野湾市民1人当たり住民税に加えられて年間1,000円。それを国庫に納める。国庫に納めた後に地方譲与税として、また譲与されるような仕組みになるのですか。

○**石川慶 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** 森林環境税につきましては、森林環境譲与税の財源として充てられることとなりますので、一旦税として徴収された森林環境税が市町村へ交付される環境譲与税の財源として変わります。そこからまた、これまで同様の仕組みになってまいります。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 今現在、国庫として地方に譲与されている税金ですね、基金に積み立てて。そして、用途については限定をされて、使い道。やっていると思うのだけれども、今後、それらを市民にも説明しなくてはならないし、しっかり歳出事業でも、目的についてもそれは対応しないと、1,000円といえども、それはどのように使っているのか、その説明についてはぜひとも対応していただきますようお願いしたいと思います。以上です。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑ある方。よろしいですか。桃原功委員。

○**桃原功 委員** 7款商工費、クーポン&キャッシュレス推進事業、委託料の3,000万円についてです。改めて、委託料の内容を説明してください。

○**石川慶 委員長** 産業政策課長。

○**産業政策課長** お答えいたします。提出させていただきました横1枚の資料のほうで説明させていただきたいと思います。改めてということですので、すみません、ちょっと事業目的のほうから簡単に読み上げてまいります。事業目的としましては、市内の取扱い店舗で利用可能なクーポン券を市内の全世帯に頒布して、配布を済んでおります。市民生活を支援し、後押しすることにより、市内事業者の積極的な活用を促し、新型コロナウイルス感染症の影響にある地域経済の低迷緩和を図るものと考えております。加えて、もう一つの事業として、市内店舗等においてキャッシュレス決済による支払いをした方に対し、決済額の最大20%を還元し、消費喚起を後押しすることで市の事業としての継続支援を図るものとしております。

事業内容のところで、今回のクーポン&キャッシュレス推進事業は2つの事業で成り立っております。1つ目がクーポン券の発行事業、こちらが9月1日から12月31日までの事業となっております。もう一つ、キャッシュレス事業につきましては、9月1日から11月30日までとしてキャンペーン期間となっております。

右側に移っていただきまして、委託費の事業内訳になっております。委託費の中には、事業費としましてクーポン券自体の事業に係るクーポン券の額が3億9,238万6,000円を見込んでおります。配布対象者は、6月1日時点で4万6,607世帯、10万人余りが対象となっております。キャッシュレス推進事業につきましては、補正1号、5月に2億円出ささせていただきました。これに加えて今回の補正で3,000万円増をしていただいております。今年度のキャッシュレスのほうの還元率が20%で、最大不用額が1回当たり2,000円相当で、お一人ユーザー当たり、期間内に2万円を上限としております。事業費のほかに事務運営費ということで、事業を委託しておりますので、その事業者の委託料の事務費5,555万1,000円を見込んでおります。事業スキームにつきましては図のとおりになっておりまして、宜野湾市が委託事業者と契約を結んでおりまして、その受託業者のほうで事務局をやってもらっております。そこで、クーポンの事業とキャッシュレスの事業を行っ

ていただいている事業です。

こちら下のほうには、想定される効果ということで結ばせていただいております。クーポン券の発行事業によって市内の循環額はクーポン券のそのものの額でなりますが、9,238万6,000円、キャッシュレス推進事業につきましては、2億3,000万円を全部最大活用ができた場合に市内での循環については11億5,000万円というふうに算出をしております。市内の循環額クーポンとキャッシュレスで15億4,238万6,000円から準備に係る費用を引きまして、費用対効果としては8億6,444万9,000円というふうに考えているところです。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今回の委託料の3,000万円の説明というのは、何の追加分の3,000万円。委託料というのが事業所への委託料で、これの使途というのをぜひお伺いしたいのです。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 委託の中で事業費の部分と事務運営費の部分と2つ含めて委託契約を結んでおります。そのうちの事業費の中でキャッシュレス推進事業につきましては、当初2億円分を委託料に含めておりましたけれども、キャッシュレスの利用の状況を踏まえまして、3,000万円を追加した形で執行してまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは各自自治体ごとの事業ですか。要はこういう事務運営費というのを、例えば広域でやって、事務経費等を安く抑えろとか、そういったことも地域でありなのか。あるいは各市町村ごとの事業運営なのか。その辺、いかがですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今回、この事業の財源となっております地方創生臨時交付金につきましては、企画部の範囲になると思いますが、市町村独自の事業に充てていくものとなっております、その地域の実情に応じた形で事業展開をしていくものとなっております。本市のほうにつきましては、昨年度好評でありましたクーポン&キャッシュレス事業を第2弾という形で今年度も事業化したところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 各自自治体ごとの事業ということですね。ちょっと細かい指摘になるのですが、クーポン券の発行で4万6,340世帯、人口が9万9,902名。人口が10万人を超えているけれども、100人ぐらい該当しないというのは何か分かりますか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 今は補正1号の資料になりますか。10万弱…。

○桃原功 委員 事業内容の上のほうに、令和4年3月現在で4万6,340世帯、対象が9万9,902名とあるのですが、それからすると100人ぐらいが行き渡らないということですか。

○産業政策課長 手持ちが恐らく、補正1号の資料を御覧になって…

(「3月の資料」という者あり)

○桃原功 委員 違う。ごめん。失礼しました。

○産業政策課長 3月末は転出転入が少し動く時期…。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 今のクーポン&キャッシュレスのほうですけれども、右側の事業費内訳のところで、キャッシュレス推進事業のところで還元率20%、スーパー、コンビニ、一部店舗を除くとあるのですけれども、一部店舗というのは何を指しているのですか。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 キャッシュレス推進事業につきましては、電子マネーのペイペイを活用しております。一般的にこちらは入っている、対象にはなるけれども、今回、こちらを推進していく。私たちとしまして、このキャッシュレスについても推進していくという立場から、大手のスーパーや、既に導入が進んでおりますコンビニなどは除いております。飲食店やタクシーなど、理髪店とか。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。

○石川慶 委員長 ほかに質疑はありますか。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 進行の声がありましたので、次に進みます。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後2時27分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後2時30分)

---

○石川慶 委員長 続きまして、8款土木費、9款消防費について、一括して審査を行ってまいります。

質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。質疑はございませんか。桃原功委員。

○桃原功 委員 金額があまり大きくないので、項目が。特に指摘するものはないのかなということを感じてはいるのですけれども、せっかくですので、しっかり見ておきたいと思います。金額が一番大きいのは8款土木費の5目公園費で1,200万円計上されていますけれども、説明を見たら給与とあるのです。これはここ見れば人件費ということで分かりやすいのですけれども、何か人の異動があったのですか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 桃原功委員の御質疑ですけれども、職員給与については、先ほど人事異動で、途中で新規採用とか、退職とかによって変わったりはするのですけれども、この土木費、8款3項5目の公園費に係る職員給与について、少し詳細に確認しないと、この増減であったのかどうか、理由等確認をした上で答弁したいと思います。人事課のほうで確認した上で行いたいと思いますので、少し保留という形を取らせていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 何か人数の数とかがあれば、別に答弁求めなくてもいいけれども、1人なのか、あるいは今次長が言った複数人いるのか分からないので、次に進みます。

次のページの住宅費、本会議の中で、伊原市営団地の基金ということで、積立金ということで聞いておりますので、宜野湾市内には伊原、愛知市営等々ありますけれども、こういった市営団地の積立金というのは修繕費かなと思うのですけれども、定期的でなく適宜やっているのですか。金額的にはこういう1,000万

円で対応されているのでしょうか。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 市営住宅の市営住宅事務運営費、市営住宅住宅整備基金積立金についてなのですが、毎年約2,500万円程度積立てをしておるのですが、昨年度、伊利原E棟について改修事業を行ったところ、入居者の予算、家賃の補助、補償とか、引っ越しの移転補償とか、そういった部分に関して予算を組んでいたのですが、最終的に2月から3月というところで引っ越しとかがあったものですから、その額が執行残になったものですから、その額が若干大きかったということで、今回、その不用額としてあった額を積立金として繰り入れたいということでのものです。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そこは新しいので、改修への積立金というのは、今おっしゃった移転補償等に主にこれは回ったわけですね。愛知市営というのはこういう積立ては、それを含めて愛知市営、伊利原市営含めて総額で2,500万円。それとも別個で2,500万円。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 愛知、伊利原、合計で2,500万円。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。参考までに伊利原市営のことを聞いておきたい。3棟が新しい、マンションみたいな3棟、海側にあと2棟ぐらい、古いのがあるのですが、あそこも新しく建て替える予定でしたか。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今、長寿命化計画の中では改修ということで考えておりました。

○桃原功 委員 改修。

○建設部参事 はい。昨年度、E棟に関しては、その改修を行ったということでの執行残がこの積立金への戻しという形で、今回補正予算として上げております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは、あそこの古いものを年次的に新しいものに変えるということですね。

○石川慶 委員長 建設部参事。

○建設部参事 年次的というか、計画的に。なので、来年、F棟、設計とかやりながら、令和7年ぐらいに工事というふうに考えております。

○桃原功 委員 令和7年。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 先ほどの桃原功委員の48ページ、8款3項5目公園費の職員給与の増、確認をしましたら、2人、職員増になることに伴う増額になっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ありがとうございます。もう一点お願いします。50ページ、消防費、お尋ねします。説明の中で特殊勤務手当585万円とあります。コロナ禍の中で大変な思いをされて職務に精励していると思うのですが、この辺の苦勞をぜひお尋ねしたいなと思います。コロナ禍で大変な、私たちが目に見えない御苦勞があると思うので、せっかくの機会なので、こういう特殊勤務手当、ぜひ聞かせていただきたい。

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 桃原功委員の質疑にお答えいたします。昨今、新型コロナウイルス感染症が感染拡大をしまして、救急搬送も増大しております。通常、昨年度の救急件数につきましては約4,400件、今年度につきましては恐らく5,000件を超えるというような状況です。

○桃原功 委員 今の時点で5,000件。

○消防次長 8月末現在で約4,000件、残り3か月間を計算してみると5,000件は超えるかなというような状況でございます。今現在稼働しております救急車、合計5台で何とか市民の安全安心を守るために救急隊は日夜頑張っているというところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後2時40分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後2時54分)

---

○石川慶 委員長 消防次長。

○消防次長 申し訳ございません。先ほど桃原功委員の御質疑の中で、私、今年の救急件数が8月末時点で約4,000件というふうに答弁させていただきましたけれども、正確には9月末時点で約4,000件という数値に訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後2時54分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後2時55分)

---

○石川慶 委員長 続きまして、10款教育費、14款予備費については一括して審査を行います。

質疑がありましたら挙手にてお願いいたします。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 53ページの10款4項1目、幼稚園費のところ、よろしいでしょうか。その中で、返還金、02、03を御覧ください。返還金が出ているのですけれども、合計すると1,000万円ぐらいで、かなり大きな額で、教育費が少ない中でもったいないかなと思うのですけれども、もう少し抑えることができなかったのか。

(「休憩をお願いしていいですか」という者あり)

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後2時57分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後2時58分)

---

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 次は、54ページの10款教育費、社会教育費の中の3目の文化費、01、宜野湾市ふるさと応援基金繰入金というところ。そこなのですけれども、ふるさと応援基金というのは、令和3

年度が6,000万円ということで、令和4年度はまた増えていると思うのですが、教育費に100万円出ているのですが、教育費にもっと、一番大切なことだと思うのですが、もっと繰り入れることはできなかったのでしょうか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 ふるさと応援基金の担当は企画政策課のほうになっていますので、企画政策課のほうからお答えいたします。ふるさと応援基金を今教育に関係するものとか、新人議員の研修の際にお渡しした資料に、市長におまかせとか、6項目あったかと思いますが、そのそれぞれの目的に合った事業に充当しています。今、令和4年度当初では10事業あったのですが、この100万円、今回入れている財源組替えとしてミュージックフェスタ開催事業に充てているこの100万円は、使途に、このふるさと応援寄附をする際に音楽に関わるものに充当してほしいというものがあまして、そのものを今回ミュージックフェスタのほうに充てさせてもらっています。実際、ミュージックフェスタのものについては、今年度、令和4年12月に開催されるということで、地域文化振興事業という形で、その予算もあるのですが、さらにふるさと応援寄附金の100万円を充てて、この基金を充てることによって一般財源が減るという仕組みになってございます。事業費は変わりませんが。以上です。

○石川慶 委員長 よろしいですか。次に質疑ある方。上地安之委員。

○上地安之 委員 一般会計予算の冒頭でもよかったのだけれども、改めて確認させてもらいたいのだけれども、9月議会の補正予算というのは人件費の人事異動に伴う増減がかなり各部署であるのだけれども、今回、この10款においてもそのとおりだと思うのです。そこで、改めて人事異動に伴う9月議会でその補正の増減というのをやられているのだけれども、時系列でそれを説明していただけませんか。

(「組織に関連する感じで…」という者あり)

○上地安之 委員 組織というよりは、10款でもいいのだけれども、人事に伴う増減がされているわけですね。それで、この9月の議会でそれがされるという前提の時系列において、人事異動も含めてその説明をしていただけますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 当初予算を組み立てる際には前年の組織を目安につくられて、予算計上されています。実際に人事が固まりまして発令して、4月1日開示されていく際に、先ほど言うように、例えば部署によっては増減あったりもするし、職員によっては、手当はそれぞれ違ってきます。その差額の整理を、それに当たって6月定例会は、その準備、作業が整わないということもあって、直近で一番早いところが9月定例会に合わせて出しているというところで、その間に、例えば新採用であったり、退職であったりすると、その増減が現れてきますので、それも加味させて出しています。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 具体的には年度内でそこまで動くという話はないのでしょうか。年度内で具体的に職員の異動が発生しているというわけではないのでしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 例えば部署によっては、先ほど建設部の、桃原功委員から質疑があったように、金額は、例えば職員の、どうしても長期療養とか、そこで長期休みなった際に、部署によってはその部内で異動が発生

すると、先ほどのように増減が発生しますので、それも反映させてまいります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 6月議会前にそういうのがあれば、それは直近の議会で上げる、9月の議会で上げなくてはならないルールがあるのか。要するに、今のケースで考えられるわけ。当初予算で計上する。ところが、6月待たずに異動が発生する可能性があるわけです。ところが、6月議会でこれ上げての、9月議会に集中的に上げている理由というのを説明していただけませんか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 9月にとというのは、これはこちらの事務執行上、整理させていただいて、これを一番はっきり1年間でトータルでとなれば、3月まとめてというのも考えられるとは思いますがけれども、9月にというところで言うと、整理をなるべく早めにした上で、9月定例会から順次、そこで整理させてもらっているところがありますので、必ず9月定例会という法律上の決まりとか、そういったのがあるというのは伺っておりませんので、これは各自治体によるのかなと思っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 その内容については理解しました。53ページの10款4項1目、職員給与791万2,000円、その内容について御説明いただけますか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 上地委員の10款4項1目に係る職員給与の減の理由なのですが、人数的には、私が持っている資料では増減はないのですが、先ほど話をしたように、この手当によってはそれぞれ受けているものが違います。ただ、給料が大分違っているので、その辺、少し人事課のほうで確認をした上で答弁という形を取らせていただきたいと思います。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今、減額になっている。しかも、給与で500万円減額になっている。そうしたら、その事業がどんなふうに進んでいるのか。あまりにもその500万円という金額が大きいので、詳細を改めて説明していただければありがたいのですが。これは今でなくていいです。後日で構いません。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 確認して答弁いたしたいと思えます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 最後に、予備費について確認させてください。財源調整で800万円、たまたま予備費に計上されている。なぜ800万円。ごめんなさい。880万円。財源調整に伴う880万円がなぜ予備費に入るのか。その具体的な理由があれば説明してください。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 予算書56ページ、14款1項1目の予備費880万6,000円の補正増の理由でございます。ただいま御指摘ありましたとおり、財源調整という面もございます。端数の調整という面もございますが、この令和4年度の予備費につきましては、特に新型コロナウイルスのPCR検査会場委託料、これが県のほうでのPCR検査の終了時期等示されない中で、いつ終わるかどうかわからない、収束するかかわからないという中で、これに関しては予備費で今対応しているところでございます。そのため、今年度の予備費の需要額、かなり

多額に上っている状況でございます。そしてまた、直近では台風11号接近に伴いまして、選挙のポスター掲示を一度取り外して、また再度つけ直すという、そういったものも予備費において対応させていただいております。そのため、現在予備費の残高が、これは9月29日時点でございますが、当初予算の予備費額6,000万円に対しまして、現在高が3,333万6,000円ということで、約半分近く執行しております。そしてまた、さらに補正1号や6月補正でも予備費の増を行っておりますが、現在高が3,333万円余りという状況となっておりますので、また今後下半期の緊急的な財政出動、こういったPCR検査委託料等、そういったものも勘案いたしまして、やや高い財源調整になっているかと思うのですが、880万6,000円の予備費の補正増を行わせていただきたいということでございます。

○**石川慶 委員長** 土地安之委員。

○**土地安之 委員** 緊急的な、議会を待たずに予備費の補正というのはいろいろとあると思うのだけれども、それからすると、あとどれだけ積まなくてはならないのか、その計画はどうなっているのか。要するに、その緊急的なもの、かなりの予備費の出動というのが3,000万円も出ているのだから、それからすると、この積立ての計画というのかな、その辺、どのように考えておりますか。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** 今後の予備費の状況でございますけれども、台風の時期もやがて終わるかと考えております。今後の大きな財政出動として考えられますのは、新型コロナウイルス感染症対策の関連経費かと思いますが、一番主立ったものとしては、先ほど申し上げましたPCR検査、これについては月ごとの契約で、毎月、毎月更新、延ばしているという状況でございます。これが今年末までなのか、それとも今年度末までなのか、ちょっとまだ状況が見えないところはございます。そのため、現在高3,300万円余りで、今回800万円余りを補正しますので、4,000万円弱の残高となるかと思いますが、今後、また12月議会補正において予備費のこういった執行状況を見ながら、残高に応じてこの予備費の財源調整はまた検討してまいりたいと思います。ただ、年度も下半期に入っておりますので、それほど大きな予備費の増にはならないかと考えております。

○**石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

○**我如古盛英 委員** 先ほどの皆さんの質疑で、ふるさと応援寄附金の質疑がありましたけれども、54ページ、1款5項3目ですけれども、答弁の中で、ふるさと応援は市の方針で10の事業に勘案しているということをおっしゃっていますけれども、ふるさと応援に寄附をなされた方々の思いは、そういった基金をできるだけ早期に活用して、市内の経済の活性化とか、いろんな市民活動に供するように気持ちが籠もっていると思うのです。ですから、そういったことを思い合って、できるだけ目的に沿った使用は、それはそれとしていいのですけれども、できるだけ活動に資するような方向で検討していったほうがいいのではないのかなと思うのですけれども、ただ、基金として置いておくと、もちろん市の全体の予算としては、それは実際の準備資金があるということになるから困らないかもしれないですが、また基金を活用して、少しでも市民の間で、市民の活動が活性化するようにということで使っていただきたいなと思うのですけれども、今現在はその応援基金はどれぐらいあるのでしょうか。令和3年のしかないですけれども。

○**石川慶 委員長** 企画部次長。

○**企画部次長** まず、ふるさと応援基金、我如古委員も御存じだとは思いますが、まず1号から6号、先ほど6号ということで、1号、例えば教育文化、2号に関しては健康福祉、3号、環境保全、4号、

交流産業、5号が基地関連、あとその他ということで、市長お任せという形のもので4つあります。例えば平和祈念像ですとか、派遣事業ですとか、あと横浜ベイスターズ、あとコロナという形でやっています。基金残高調書、ちょっと今お持ちではないと思うのですけれども、先ほど10事業、当初で実際のところ、3,169万4,000円はその充当しています、その事業にですね。例えば環境でしたら、資源ごみ収集事業に750万円とか充当しています。なので、充当できる事業については、その基金、その状況を見ながら、毎年その事業に充てていっているという状況でございます。

今現在、残高ですけれども、ふるさと応援基金、9月末ですと、今のところ1億769万1,000円という形で、今残高はございます。ただ、どの事業に充てていくかというのを毎年ローリングしながらやっているのですけれども、大体決まって、例えば1号の教育だと教育環境整備とか、そういった形では事業にはしっかり充当して行っていますので、我如古委員がおっしゃるように、これに充てられる事業については、私たちも担当部とも協議しながら充当していきたいと考えております。以上です。

**○石川慶 委員長** 我如古盛英委員。

**○我如古盛英 委員** 答弁の中で、できるだけやっていくということですが、そこは素早く目的に沿った、今回、基金合計が1億700万円ということは、令和3年が6,700万円ですから、大分追加した基金残高が減っていると思うのですけれども、基金に積むのも、私はいいとは思っているのですけれども、皆さんの考え方についても、この種類のふるさと納税の場合は、しっかりと市民の、寄附をなされる方々の意思があるわけですから、できるだけいろんな事業を考えて、それから今回みたいに繰入れてしてあるわけですが、いずれ繰入れしても、一般財源がこのようにあるわけですから、内容としては同じだと思いますので、有効な活用ということで、できるだけ金額、事業費を増額するか、繰入れして、財源をもっと使えるように、増やすような形に持っていったほうが、私はいいのではないのかなと思いますので、先ほどの質疑にもありましたけれども、それをぜひお願いしたいと思います。

**○石川慶 委員長** 企画部次長。

**○企画部次長** おっしゃるように、その基金の充当事業については、担当部とも調整をしながら活用していきたいというふうに考えております。以上です。

**○石川慶 委員長** 知念秀明委員。

**○知念秀明 委員** 先ほど土地委員のほうからもあった予備費なのですが、この宜野湾市の一般会計予算の中で、予備費はこれぐらい用意しておかないといけない、そういったものはありますか。

**○石川慶 委員長** 財政課長。

**○財政課長** 予備費がどれぐらいあるかということですが、特にそういった基準というのはございまして、それぞれ自治体の考え方によって予備費の設定はなされております。本市につきましては、毎年度、たしかおっしゃるとおり、予算の規模、年々膨らんできておりますので、もちろん予備費の執行状況と合わせて確認をしておりますが、約6,000万円程度の当初予算では持つておかないと、台風災害等、かなり大きな被害になりますと一気に1,000万円以上の支出があったりしますので、6,000万円程度は当初予算で計上しつつ、また災害の状況ですとか緊急的な支出の状況を見ながら随時補正等していくと、そういった考えでございます。

**○石川慶 委員長** 知念秀明委員。

○**知念秀明 委員** ありがとうございます。予備費6,000万円用意、これがなくなった場合、使い果たしたときにどういった基金でそれを補っていいのか。このものというのはどういったものがありますか。

○**石川慶 委員長** 財政課長。

○**財政課長** ただいまの御質疑、仮にこの予備費が底をついた場合、どうするのかということでございますけれども、これは基本的にあってはならないと考えておりますので、そういうことがないように補正予算とか、そういったところでしっかり残高を確認しながら適宜補正などをしていきたいと考えております。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑ある方。上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** お願いします。54ページ、お願いいたします。10款5項7目の学習センター費についてお伺いします。前回説明の中で、教育コンピューター整備事業、普天間小学校の仮校舎から新校舎へ引っ越しというふうに説明受けたのですが、これを改めてちょっと確認したいのですが、

○**石川慶 委員長** 教育部次長。

○**教育部次長** 上里広幸委員の御質疑にお答えいたします。10款5項7目学習センター費の01、教育用コンピューター整備事業委託料に関してでございますが、委員おっしゃるように、補正理由といたしましては、普天間小学校校舎の増改築に伴い、仮設校舎から新校舎へのICT機器ネットワーク等の移設を行い、その設定作業等、新校舎に最適なネットワーク環境を構築するために補正予算を計上してございます。

○**石川慶 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** ありがとうございます。これは理解できたのですが、額が900万円ありますけれども、ちょっと大きいかと思うのです。どういった引っ越し内容なのか。委託料にしても補正の額で大きいのではないかなと思っておりますが、その内容が分からないものですから、内容を教えてください。

○**石川慶 委員長** G I G Aスクール担当主幹。

○**G I G Aスクール担当主幹** こちら内容について御説明いたします。普天間小学校、今、建て替え工事をしていまして、プレハブで子供たち授業、また先生たちがいます。その新校舎ができ上がったら、それらがすぐに使えるように、様々なネットワークや、またG I G Aスクールで使っていく無線LAN、子供たちのパソコンを入れる充電保管庫、様々な機械を移設するのですが、このネットアップ機器の一部、新しい校舎に合わせて新設して、より最適なネットワーク機器の購入も一応入っています。これらの移設と設定と、あと本年度、普天間小学校、各小学校に追加で入れた電子黒板の移設と、またそのネットワーク設定確認、また今のプレハブ校舎に引き込んでいるNTTフレッツのG I G Aスクールで使っているインターネット回線、これらも本校舎に引き直すという作業などが入ってございます。価格についてでございますが、大体プレハブ校舎から新校舎、もしくは古い校舎からプレハブに移設する場合、例えば過去、志真志小学校、新設であったりとか、普天間中学校の防音工事に伴うプレハブへの移設に関しても、おおよそ800万円から900万円近くかかっているものでございます。それを我々、内容を確認した上で業者さんと精査した上で、今回補正計上したものでございます。

○**石川慶 委員長** 上里広幸委員。

○**上里広幸 委員** ありがとうございます。これ、ちなみに引っ越し時期というのはいつですか。

○**石川慶 委員長** G I G Aスクール担当主幹。

○**G I G Aスクール担当主幹** 今、担当している施設課に確認したところ、年明けの2月の頭、2月ぐらい

ではないかと聞いております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 これは今回補正予算なんですけども、補正前の段階で今年度に引越すのであれば、新年度予算に計上するべきだったのではないかなと、資料で拝見すると思うのですけれども、その辺の説明をお願いします。

○石川慶 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○G I G Aスクール担当主幹 委員御指摘のとおり、本来、いろいろ確認した上で当初予算に組み込むという考えがあるかと思います。我々も去年の当初予算編成段階で業者と確認しながら、また工事を執行している施設課ともちょっと確認しながら確認したところ、まず去年、業者のほうでネットアップ機器、新しく新校舎に設置するネットアップ機能、様々な機能を確認するところですのでけれども、これが去年から世界的な半導体不足であったり、あとコロナの物流の困難で見積りを出すことが難しい、もしくは見積りを出したとしても次年度執行段階でこの価格で本当に提供できるか、これまでの経験ではとても難しいというようなお話を受けているところでした。その中で、できるだけ精密な積算をしたいという考えの下でどうするか、悩んでいるところがありました。

また、あと一点、電子黒板、この引越しに対して新たに普天間小学校に電子黒板、本年の夏休みに設置しています。これも去年の積算の段階からどのようなタイプの電子黒板になるのか。その導入する業者がまだ不明でした。この電子黒板の引越しについても、引越し業者が単に持ち運べるものではなくて、精密機械ですから、引越ししたとき何か不具合など、その後の保守の内容に影響してしまうということで、基本的には導入した業者さんに安全に引越してもらおうというのが基本になります。その業者さんがまだ決定していない段階で、その費用を見積もるのが少し難しいと思われま。

あと、学校の引越しにおいては、今回、施設課のほうで順調に工事が進んで、過去はどうしても工事が長引いて、我々の予算を4月に繰越すするという場面もありました。そういうのも総合的に勘案した上で、現在の状況を確認した上で、できるだけ正確な積算で予算を計上したほうがいいかなということで、今回計上させていただいた次第です。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 内容は分かったのですけれども、もう一点少し教えていただきたいのが、今みたいな感じで積算が取れないけれども、次年度執行しないといけないものがある。そういったときに、先ほど議論していた調整、予備費を多めに組んだりするのですか。これ、例えば今、積算が上がってこない。でも、次年度にやらないといけない。新年度予算に組まない。補正で入れていく。1,000万円近くありますよね。今おっしゃっているとおり志真志小学校の事例でも。ほかの場合でも、対応するときに補正でそこに計上思うのですけれども、初めに入れてこない部分に対して予算組みとかはどのように行っていくのかなというのを、概要でいいですので、お願いします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの上里委員の御質疑にお答えいたします。当初でなかなか見込みが立てづらい予算はどうするかということですが、当初で、今、主幹から説明があったとおり、非常に見込みが立てづらい予算について、やはり予備費ではなくて補正予算が原則かなと思っております。補正予算でしっかりと提

案をして説明をさせていただいてから執行するものと考えております。予備費については、あくまでも予見し難い、不測の事態が起こったような場合、本当に緊急的な支出が必要になった場合に予備費というのは使う場面かというふうに考えておりますので、今のケースですと、やはり補正予算への提案になるのかというふうに考えております。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 分かりました。もう少し、またお伺いいたしますので、よろしくお願いします。

最後に1点なのですが、これは小学校の移設ではないですか。基本的なこと、分からないので、教えていただきたいのですが、10款5項社会教育費の7目に学習センター費として補正されてきているのですが、これは小学校費の中とかでされていくものではないのですか。なぜこれ学習センター。これ私、分からないので、教えていただけますか。小学校の施設のものであれば、私たちが資料探すときに、気になったら小学校費のところがないので、どこにあるかなと見たら、学習センター費に入っているなどあったものですから、基本的なことを教えてください。

○石川慶 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○G I G Aスクール担当主幹 こちら10款5項の学習センター費でございますが、はごろも学習センター管理系の所管する事業の予算になっています。その中でコンピューター管理系は、主に学校のICTの機械だったり、システム、そういう導入、整備に関わる業務をやっているものです。そこの教育コンピューター整備事業の中で、この目的に沿った予算でこちらに計上しています。小学校費につきましては、少し指導課のほうで管轄している予算があつて、性質がちょっと異なる部分もあるものですから、また担当課としても、こちらのほうで過去、システムに関わる費用を計上している、こちらで計上しているものです。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 最後に一回確認です。システムに関するものは、小学校も中学校も学習センター費で計上してきているという理解でよろしいですか。今の説明からすると。

○石川慶 委員長 G I G Aスクール担当主幹。

○G I G Aスクール担当主幹 小学校、中学校に係るICT、パソコンであつたり、ネットワーク、あといろんなシステムは、はごろも学習センターの管理系のほうで所管しております。この管理系のほうで持っている予算のものになります。

○石川慶 委員長 上里広幸委員。

○上里広幸 委員 ありがとうございます。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方、ございませんか。上地安之委員。

○上地安之 委員 10款についての質疑はありません。ただ、よろしいですか。

○石川慶 委員長 はい。

○上地安之 委員 歳出予算について審査をさせていただきました。それで、その歳出事業に出ている事業、追いかけることはできたのです。ところが、債務負担行為の補正予算については、それはの2款、3款のそれぞれの担当のほうで入り口が不透明なのです。つまり歳出予算に計上されていない。債務負担予算を追いかけるというのは、これは非常に厳しい。つまり債務負担行為の補正予算というのは予算の一部なのです。予算を計上した、それを議会で承認することによって、その後、事業が出てくるような仕組みなのです。そ

うすると、その補正予算は追いかけることができない。ですから、あえてそれは検討したほうがいいのではないかなというのが一つ。あえて、補正額だから、補正予算として債務補正が計上されておりますから、基本的なことだけ確認をさせてもらってよろしいですか。

○石川慶 委員長 はい。

○上地安之 委員 そして、それぞれの部署で、担当部署、その詳細については、それは触れません。しかし、詳細に触れる歳出のところでは追いかけるような要素がなかった、これは、入れないわけです。これはこちらの問題。そこで、9月議会で債務補正予算が計上されております。そしてまた、12月にかなりの債務予算が計上されていると思うのです。それ、こういった仕組みかということ、債務負担行為というのも予算なのです。しかも、予算の原則からして、予算は単年度。となりますと、3月末日まで契約をしていかないと、これは予算外執行になっていくわけです。これ4月には契約できない。予算執行できない。予算執行。年度内に契約をして、そして4月1日から空白をつくらないような事業の展開をしていくのが債務負担行為の性質なのです。それからすると、9月議会でこれが上がっているということは、事業執行というのは4月1日ではなく、年度の途中で事業の執行があるのかなというふうにも思えるわけ。これ、どうなのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 補正予算書6ページのほうでございますが、第2表、債務負担行為補正でございます。こちら、1追加で、全部で9事業ございますが、期間が令和4年度の設定で、またその終期があります。上地委員の御指摘どおり令和5年の4月1日からスタートするために、本補正予算で提案されているものと理解しております。

9月補正で提案した理由につきましては、それぞれの事業において入札、執行時期であるとか、またプロポーザルの実施時期であるとか、そういったところの関連で契約期間を考慮しての9月議会での提案になっているものかと考えております。おっしゃるとおり、12月補正予算においても様々数多くの債務負担行為の提案があるかと思っておりますので、今御指摘のありました債務負担行為の補正の予算が見えにくい、追いかけてらいたという御指摘につきましては、こちらの予算書は様式が地方自治法の施行規則等、国の規則等で、こういった定型的な様式がありますので、これを変更するということが難しいのですが、追加の資料などで、款項目なども追加するなど、担当課を明記するなどして、資料のほうで補足をさせていただければと考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ぜひともそのように対応していただければ、理解がしやすいような気がしました。

そうなりますと、本9月議会で債務予算を上げておられるのは、それは年度内契約、そして4月から事業スタートする事業であるということは間違いありませんか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 6ページの債務負担行為補正でございますが、私もこの全ての事業が4月1日スタートかどうかというのは、申し訳ありません。ちょっと確認はさせていただきたいと思いますが、そうであろうかと考えております。先ほど申し上げましたとおり、契約に要する時間、それから次の契約に移るための更新の時間、そういったところも考慮しての本議会での提案になっているかと存じますので、またこれについて、もし違う部分がありましたら、補足の訂正などの答弁はさせていただきたいと思っております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今言われたとおり、場合によっては、年度内の途中契約が発生する可能性もあるので、つまり今まで継続してきた事業が年度の途中であったかもしれない。それはやっぱり調べてもらって、ですから基本的には年度内契約していく。それは業務上、当然です。そして、4月1日に空白をつくらない。行政サービスが滞らないようにスタートしていくのが、その債務をして契約して4月からスタートしていくようにするので、そこら辺は改めてまた確認していただいて、機会があれば、また説明をしていただけましたらありがたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「進行」という者あり)

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後3時41分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後3時43分)

---

○石川慶 委員長 審査中の議案第51号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議がありませんので、さよう決定いたしました。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午後3時43分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午後3時44分)

---

○石川慶 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は11日火曜日の午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後3時44分)

## 総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和4年10月11日（月） 2日目

午前10時00分 開議

午前11時40分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	上地 安之
委員	桃原 功
委員	プリティ宮城ちえ

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英
委員	上里 広幸

○説明員（7名）

総務部次長	多和田 眞満
税制係長	田崎 寛
防災危機管理係長	宮城 周作
契約検査係長	比嘉 祐一

税務課長	普天間 朝彦
防災危機管理室長	本 永 貴也
契約検査課長	伊 禮 理子

○議会事務局職員出席者 棚原 裕貴

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第58号 宜野湾市税条例等の一部を改正する条例について

議案第61号 観光客対応防災備蓄仮設照明機購入に係る物品の取得について

令和4年10月11日（火）第2日目

○石川慶 委員長 おはようございます。ただいまから総務常任委員会第2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第58号 宜野湾市税条例等の一部を改正する条例について

○石川慶 委員長 議案第58号 宜野湾市税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第58号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「もう一度説明して……」という者あり）

○石川慶 委員長 それでは、御説明のほう、もう一度よろしくお願ひしたいと思うのですが、よろしいですか。

（「はい」という者あり）

○石川慶 委員長 説明よろしくお願ひいたします。

（執行部説明省略）

○石川慶 委員長 御説明ありがとうございました。

では、議案第58号に対する質疑を許します。質疑ありましたら挙手にてお願ひいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 おはようございます。資料1と2をいただいています。この資料1と2から少し確認をさせていただきます。資料1の令和4年度地方税制改正の文言ですけれども、今回の税改正の目的というのは、ここに書いてあるように、住宅ローン控除の見直し、あるいは3行目のDV被害等の記載住所の見直しの必要があると。DV被害者の記載住所の見直しの必要は分かるのですけれども、住宅ローン控除の見直し及び扶養親族申告書類の見直しをする目的というのをもう一度確認をお願いいたします。説明お願いします。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 ただいまの委員の御指摘なのですが、まず住宅ローン控除につきましては、住宅ローンを利用して、制度の中で少し説明したいと思いますが、住宅ローンを利用して、自宅の新築、取得または増改築をした場合、最大13年間、各年末の住宅ローン残高の1%を所得税から控除して、所得税から控除し切れない場合に住民税からも控除して住宅取得者の金利負担の軽減を図るということで、過去に1972年程度からこういった住宅を購入する方々の負担を軽減させる措置というのが国のほうで、所得税でもって延長、延長を繰り返してきている経緯がございます。今回も延長となっておりますので、こういった住宅を取得する方の負担を今後も継続して減らしていくというのがまず一つあります。

それとあと、今回、住民税の控除額が、これまで13.65万円上限の課税所得7%から9.75万円上限の5%に変更があります。これにつきましては、平成26年に消費税が5%から8%、それからそれ以降の8%から10%ということで、消費税が段階的に引き上げられています。その消費税の引上げに合わせて、上乘せ措置とし

て課税所得を5%から7%、上限を9.75から13.65ということで上げてきておりました。しかしながら、この消費税が増えることによる激変緩和的な措置、平準化の措置が終わったということで、今回、それを元に戻すと。上乘せ措置分を元に戻すということで、住民税の金額の変更が行われております。所得税自体の住宅ローン控除、これ自体も法改正がありまして、先ほどこれまでの所得税の考え方では、例えば一般住宅で言えば借入限度額に4,000万円上限がありました。4,000万円の1%が控除できるということで、約40万円を控除するということなのですが、これが所得税だけで引き切れない場合は、個人住民税で引いていくという流れになっております。控除期間も10年から13年、それから所得要件も3,000万円以下というのがこれまででした。これも併せて、今後、法改正がありまして、一般住宅も4,000万円から3,000万円、段階的に引下げがされてきます。控除額も1%だったものが0.7%ということで、こちらも引下げが今後予定されています。こういった形で、全体的な所得税自体の住宅ローン控除の見直し。その中には、また優良住宅、カーボンニュートラルを見越した優良住宅の場合は、かさ上げがあったり、大きな所得税自体の住宅ローン控除の見直しがありまして、それに伴って、今回、個人住民税も併せて全体的な見直しの中で、今回下げていく部分、変更していく部分があるということになっております。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今回の課長の説明を要約すると、主な改正内容と書いてあるように、所得税額から控除し切れなかった額を、さらに扶養ということで、国民から見れば、市民から見れば、控除額が、控除される額が増えていく、広がるという理解でいいですか。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 今回の数字を見れば、課税所得の7%、6%になるということで、所得税から引き切れなかったものの住民税の控除額については縮小という形になって、縮小というか、控除する額の見直しということで、消費税引上げ前に戻るという、縮小という言葉ではなくて消費税引上げ前に戻るということになっております。ですので、個人的な住宅ローンを組んでいる方からすると、これまで最初に住宅ローン控除が始まった方のそこが起点になりますので、基本的には変わりはありません。ただ、今後、借入れする方については、所得税で引き上げられたものが変わっていくものですから、少し影響があるのかなというのは思っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 消費税が8%から10%に上がる時には駆け込み需要というのがあったと思うのですが、沖縄県内ではどのぐらい分かりませんが、その8%から10%に上がったときに戻すという考え方でいいですか。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 平成26年に5%から8%になったときに、これ、もともと住宅ローン控除については所得税だけで本来控除していく措置ということで、国の施策として始まっているのですが、ただ、平成19年に三位一体改革の税源移譲がありまして、そのときに所得税から住民税に3兆円規模の税源移譲が行われてしまったために中低所得者層のローン補助が所得税だけでは引き切れなくなってしまって、それで、そのときの段階で所得税だけでは賅い切れないので、住民税からも引いていきたいと思います。ただ、それはあくまでも国の施策ですので、住民税というのは本来地方の根幹的な財源ですので、そこを減らされると困るので、全額、国

で負担するという流れになっておりますので、住民税で減らされた分は国が補填する形にはなっています。そういう流れで、その平成19年以降で最初に消費税が上がったのが平成26年になっておりますので、そのときには、もともと想定していなかった、税源移譲のときには想定していなかった負担が出てくるということで、激変緩和的な措置として7%まで上げた。それをまた、ある程度、10年ぐらいたっていますので、また元に戻すというのが今回の趣旨になっています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 そうしますと、市民でこの税制改正によって影響を受けるだろうという、今回シミュレーション、数字みたいなのは持ってますか。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 これまでの住宅借入れの控除を受けている方というのが、これまで約2,700名の方が住宅ローン控除で…。

(「2,000人」という者あり)

○税務課長 2,700名。住民税のほうで所得の控除が引き切れなかった方が、住民税で控除を受けた方というのが大体2,700名。失礼しました。現在、令和4年で受けている方が2,700名で、大体毎年の新規が300名近い形で増えていって、10年たった後、抜けていくものですから、どんどん入れ替わりがあると。今現在は、令和4年度は2,700名の方が受けている。この方々は、もともと前に受けていた方々ですので、今回の改正での影響はありませんので、これから新しく住宅ローンを借入れしていく方というのは、この新しい法改正に基づいた適用になりますので、これからはその方々が適用されるだろうと。先ほど申し上げた大体300名近くの方が毎年こういった控除を受けることになりますので、それぐらいの影響があるのかなとは見ております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 あわせて、市税の増減という部分は出していますか。この税制改正によって、個人市民税の増減というものの影響額。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 先ほど説明したとおり、基本的には個人住民税で減額された部分は全額国費で、地方特例交付金で補填される仕組みになっていますので、トータル的にはこれに基づいて大きな影響はないものと。住民税が減らされたとしても、控除が減らされたとしても、その分は地方特例交付金で補填される仕組みになっていますので、住民税自体には大きな、全体で考えると大きな減額にはなっていないというイメージになっています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。もう一点お尋ねします。このDV被害者等の記載の見直しについてですけれども、固定資産税台帳等の閲覧及び同台帳に記載されている証明書等の交付におけるDV被害者等の記載住所の見直しというのをもう少し詳しくお尋ねしたいのですけれども。単純に記載しないということなのですか。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 今回の改正の部分につきましては、これまでもDV被害者の方については、市のほうにしか

りとその情報が来た場合は交付しないようにということで、住所を載せない形で対応しておりました。また、今回は、登記所のほう、法務局のほうにDV被害者が住所の代わりになる、例えば避難シェルターの住所とか、そういった違う住所を載せて申告した場合は、届出があった場合は、それを市がデータとしてもらったときに同じものを載せて交付するというので、これまでは住所を削減していたのですけれども、今後は登記所に届出があった住所を記載しなければならないとなっていますので、市町村のほうでも同じような手続の住所についてを今後記載していくということで、DV被害者のそういった観点から同じような対応をしていくということになっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 簡潔に言うと、被害者の立場で見ると、今回の税改正によって閲覧されにくいということで理解していいのですか。要は、その加害者がもし閲覧に来た場合、あるいは台帳を見ようとした場合に、どういうふうに防ぐのかというのを知りたいのですけれども。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 特に固定資産税につきましては、利害関係人という方については、法的には見せないといけないという方がいらっしゃるんですけど、ただ、この方々については、今回の改正でもって別の住所を見せることができるということになっておりますので。

(「別の住所を見せることができる」という者あり)

○税務課長 本来の住所ではないものです。申告のあった方で、住所を特定されないような住所を載せることができるということになっておりますので、DV被害者の方からすると、法的に見せないといけないような台帳でも、こういった形で見せられないような、本来の住所を見せられないような措置を講ずることができるということになっておりますので、DV被害者の方からすると、しっかりとその辺がケアされていると。法的に見ないといけない、見れる権限がある方が、やはり固定資産の中ではどうしても利害関係人ということで閲覧が可能になってしまう方々も、ケースとしてはあったのですが、これについても、これまでは宜野湾市においてもDV被害者、宜野湾市にあれば見せないような措置はこれまでも講じておりましたので、今後は、より法的にしっかりとした、また根拠が一つ出てきておりますので、それに基づいて対応していくということになっています。

○桃原功 委員 理解しました。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 すみません。今、関連してなのですけれども、友人で、旦那さんにDVを受けている方が結構多くて、逃げている方がいるのですけれども、そういう旦那さんが要求した場合でも、市役所に届けていけば住所は、シェルターとか書いてあれば、今住んでいるところは表示されないのですか。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 ただいまの御質問なのですが、基本的にはDV被害者の方、個人になりますので、その方の届出があれば、夫婦であっても個人としての取扱いになりますので、気安く見せないような、住所を教えられないような措置を講じておりますので、今回も同じような形で、住所が別の住所として登録が法務局を通して届出が出ていけば、宜野湾市はそれをそのまま見せるという形になります。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

○**プリティ宮城ちえ 委員** 分かりました。

○**石川慶 委員長** ほかに質疑のある方。上地安之委員。

○**上地安之 委員** ちょっと分かりづらくて、税制改正が市において、そしてまた地方行政においても条例改正が行われているようなことだと思うのだけれども、市民との関わりについて幾つか質疑させていただきたいのですが、2,700名の方が対象者ですか。あるいは申告された方がおられる。そしてまた、住民税の減額分については、地方特例交付金で全額埋めるような制度だと思うのだけれども、今の条例改正をされて、市民に対する広報というのはどうなっているのか。それは申告段階での手続でその説明をされていくのかについてお伺いします。

○**石川慶 委員長** 税務課長。

○**税務課長** 委員御指摘の件なのですが、これまではやはり税制改正というのは、毎年、細かい部分でたくさん改正というのが出てきておまして、なかなか周知する部分でしっかりと、市報であったり、ホームページであったり、ただ所得関係になると今度国税のほうでまた申告時に手引にあたり、そういったもので周知をしているということで、今回もそうなのですが、やはりより丁寧な周知というのはしないといけない部分というのがありますので、国税と調整しながら、申告前のそういった周知方法について、お互いでまた協力し合うという関係もありますので、そこはまたしっかりとやっていきたいなと思っております。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** 議会サイドでも、このことというのはちょっと分かりづらいところがあって、さらに市民にとっては、継続をされる方についてはそれは時限立法の延長によって、従来手続をされている方が継続してやることについては、それは問題ないと思うのだけれども、また新たな税制改正に伴って、その対象者というのがどのように周知されて、どのようにまた対処していくのかというのが非常に市民にとって大きな、ぜひともそれは新たな改正に伴う対象者にとっては、どの段階か分かりませんが、行政側の市民に周知、告知をできるような対応していただければなと思っております。

それと、住民税が市民にとってありがたい税制改正だと思うのだけれども、どれだけの住民税が減額をされておるのか。

○**石川慶 委員長** 税務課長。

○**税務課長** 直近のデータとして、全額国費で補填されるということで、補填分として令和2年が約5,373万7,000円、令和元年が4,821万3,000円ということで、大体5,000万円前後が住民税から控除されて特例交付金として補填されている数字になっております。

○**石川慶 委員長** 上地安之委員。

○**上地安之 委員** その地方特例交付金なのだけれども、それは税収が減額される地方に対して、国がその分、特例交付金として支出をするのだけれども、それは毎年度計上されている予算というのは、その税収減分だけと理解していいですか。それ以外にも特例交付金に譲与されるものはあるのですか。地方税が減収する、国がそれを立て替えている。今回の説明でも一部改正によって補填はされるのだけれども、それ以外にも特例交付金の中には補填されているものがあるのか。これだけなの。

○**石川慶 委員長** 税務課長。

○**税務課長** 特例交付金で補填されている部分というのが、今回の住宅ローン控除のものが1点です。あと、

軽自動車のほうも1%。環境性能割ということで、取得したときに今軽減措置が切れていまして、それが1%、軽減措置が切れる形になっておりまして、その部分の減額分を特例交付金で補填すると。あと、昨年度に限ってではあるのですけれども、償却資産もコロナで前年度の売上げが半分以下に落ちた事業所については、昨年度限りで交付金という形で措置されておりますので、大体この3点ぐらいが税務課関連の特例交付金になっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 今回の税制改正については、この固定資産税が、それは含まれていないと理解しているのですか。

(「固定資産」という者あり)

○上地安之 委員 ごめんなさい。軽自動車税。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 軽自動車税につきましては、環境性能割がこれまで1%軽減して、それを補填するという仕組みが昨年の12月の段階で延長、何回か延長してきたのけれども、それは終わっておりますので、今あるのは住宅ローン控除の部分の特例交付金が税関連のものになります。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それと、市民対象者に対して、せっかくの優遇制度ですから、それは新たな改正に対象になる方々については特に、継続している方々について、それは一定理解を深めると思うのだけれども、周知、告知については、ぜひとも対応していただきますようよろしくお願いいたします。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。伊波一男委員。

○伊波一男 委員 よろしくお願ひします。説明はあったかもしれませんが、再度確認します。今回の施行期日が先になっているというか、令和5年4月1日、今回これは、その日付にきなさいということでやっているのか。普通なら、大体半年とか1年前ぐらいにやるのが普通かなと思っただけなんですけれども、何が起るかわからないし、施行した後にもた何か震災とか何か起こったときに、また条例の変更の変更の変更と、やり直すことが出てきますよね。特に今コロナ禍もあったし、いろんな税の収入、またいろいろなことが起れば、それなりにまた税が変わりますよね、税は常に。これは、一番長いのが令和6年4月1日施行となっているので、普通だったら、大体1年前か、7~8か月前ぐらいかなと思っているのですけれども、こんなに長く、もう早めに決めてしまうというのは、決めなさいと出ているのですか、国から。国の指定によってつくってわけです。もう一度答弁お願いします。

○石川慶 委員長 税務課長。

○税務課長 ただいまの御指摘なのですが、やはり国のほうで税関連というのは毎年改定があります。大体毎年のスケジュールとしては、大体12月頃までに与党の税制調査会で税の大綱というのがつくられて、それを受けて1月以降、国会のほうで諮られて、大体3月末に成立して、4月1日以降施行していくと。この流れが毎年のサイクルになっています。税関連も、地方税も含めて、様々なそれに絡む消費税だったり、所得税だったり、物すごい関連全体が毎年の法律改正に基づいて行われておりますので、毎年、施行期日については国のほうで定められた施行期日になって、毎年、税制改正の内容が出てきます。それに従って、各自自治体、都道府県であったり、市町村は直していくと。委員御指摘のとおり、途中でやはりいろいろ変化があった場

合どうするのだというところも確かにあります。

今回も条例のつくり方をちょっと見ていただきたいのですが、議案の1ページの条例のタイトルから見ていただきたい。宜野湾市税条例等の一部を改正する条例ということで、今回、「等」というのが入っています。この中身の2ページ以降、第1条で、3ページの下段のほうに第2条として、2本立ての条例になっています。第1条については通常の税条例の改正になっておりますが、3ページの第2条については、タイトルのほうが、宜野湾市税条例の一部を改正する条例の一部改正ということで、昨年9月に改正して、施行についてもまだ来ていないものの改正が今回ありましたので、おっしゃるような改正の改正ということで、こういったつくりになっています。こういったものも、やはり国がまとめて改正する中で、毎年市町村、都道府県は、まずは国が改正するものに合わせてつくって、その翌年以降に、また中身の変更があれば、それに合わせていくというやり方しかできないものですから、どうしてもこういった形の条例のつくり方になっているというのが現実としてあります。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑ある方。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 審査中の議案第58号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時34分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前10時45分)

---

#### 【議題】

#### 議案第61号 観光客対応防災備蓄仮設照明機購入に係る物品の取得について

○石川慶 委員長 議案第61号 観光客対応防災備蓄仮設照明機購入に係る物品の取得についてを議題といたします。

では、議案第61号に対する質疑を許します。

まず、当局より議案に対する説明をお願いいたします。

(執行部説明省略)

○石川慶 委員長 では、質疑ありましたら挙手にてお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 資料番号2番という資料。本会議場で質疑を行ったのですが、停電の際、このLED仮設照明機だけではなく、発電機がなければいけないので機能しないので、別途で発電機が必要という答弁がありました。災害時の場合、停電になる可能性も非常に高いことを考えると、発電機はガスで発電ということをおっしゃっていたと思うのですが、それをもう少し詳細説明をお願いします。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 桃原委員の御質疑にお答えいたします。提出しました資料番号2につきましては、仮設照明機の配置一覧表ということで、市内56か所の指定避難所がございます。そちらに仮設照明、今年度ま

で2台ずつ入る予定です。加えて、停電時は電気も止まるということが想定されるので、ガスで発電する、ガス管に発電機をつけて、それで発電する発電機を1台ずつ配備しているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 ガスで発電というと、自宅にあるプロパンガスのことを言っているのですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 さようでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 その発電機というのは幾らぐらいで買えるのですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 すみません。今ちょっと手元に資料がないので、お答えちょっとできないです。金額は、また後ほど御説明したいと思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 その資料2番、56か所に配置をしていますが、このガスを使っての発電機がないと使えないと。停電になった場合に。これはどこで購入、誰が購入する。市が購入してあげるの。それとも、自前で調達しないといけないの。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 御質疑にお答えいたします。ガス発電機につきましては、令和3年度までで、その56の避難所に全て配備しております。ガス発電機。すみません。先ほど1台ずつと言ったのですけれども、すみません。訂正します。各1避難所に2台ずつ入れています。なので、合計112台です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 全てこれはあるということですね。

○防災危機管理室長 そういうことです。

○桃原功 委員 この事業の目的というのは、大規模災害が発生した場合、観光客が足止めされたときに観光避難所になることが想定されますとあるのです。そうすると、この56か所の避難先を見ると、観光客がいらっしゃるホテルが含まれていないのですけれども、それはなぜですか。公共施設にしかないのですけれども。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 行政の役割としては、まずは公共施設、小学校、中学校含めて公共施設に指定の避難所をつくるということが地域防災計画の中にもありますので、それをまず一つやっていったというところで、ホテルとか民間施設につきましては、我々は指定避難、西海岸には27ほどのビル、マンション等がありますので、そこに一時的な避難所としてマンションとかと契約をしているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 観光客はどこに公民館があって、どこに公共施設があってというのは分からないので、あるいは避難先のマンションはここかというのは分からないので、まずは足元のホテルに、私は設置してもいいのかなと、そういう意見を持っております。この56か所の配置先を見ると少し、もっと効率的にできないのかなと思っている箇所があるのです。例えば45番と46番、これめぶきとふくふくです。同じ敷地なのです。47番と48番、これ建物一緒でしょう。建物の1階と2階なのです。53番と54番、これも敷地内です。効率的

にどうなのかなど。であれば、この3か所のものを、例えば災害が発生しました、火災が発生しました、地震が発生しましたというところで、ラグナだったり、ムーンオーシャンだったり、プリンスホテルだったり、その分をそこに回せるではないですか。観光客がそこから避難するわけです。だから、私はそういう大きなホテルというのは、公共施設にこだわらずに、ちゃんとフォロー、観光客いらっしゃるところにも検討すべきではないかなと思っているのですけれども、その議論はなかったですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 御質疑にお答えします。観光客の皆さんにつきましては、ほとんどが西海岸を周遊する、訪れて海を楽しんだりするというようなところがございます。先ほど御指摘にもありましたとおり、近い施設に避難所をつくっていて、備蓄倉庫とか備蓄の照明機とかも配置はしているのですけれども、例えば被災して、ホテルに一時的に皆さんが逃げている情報が入りましたら、そこに余っているところから資機材を持っていくことが可能ですので、そういう対応を取っていかうかなというふうに思っています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 今のお話は、余っているところから持っていくというのは、誰が機材を持っていく。皆さんが持っていくの。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 この避難所の運営につきましては、地域防災計画で行政の業務として我々が持つていくことになっています。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 最初から45とか43とか53というのは、同じ敷地内だったり、同じ建物内なので、私はもっと効果的に設置したほうが、配置したほうが、本当に観光客のために、初動が大切ではないですか。そういう点では、有事があったときに、災害が発生したときに、そこにいるホテルにやっぱり、停電だから、真っ暗だから、そこでどうやって避難するかということを考えると、ホテルにもちゃんと、大きなホテルにも、ここから回ることができると思うので、同じ敷地内に2つあるということは、私はよく理解できないのだけれども、もうちょっと議論してほしかったなと思うのですけれども、いかがですか、次長。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 桃原功委員の提案、提言を受けまして、内部でもそのようなことが可能なかというのも一つ議論していきたいと思っております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 交付金だから公共施設という考えは分かるのですけれども、やはり今回の目的は観光客の皆さん方の安全な避難ということを考えて、大きなホテル、特に西海岸に3つあるではないですか。45と47と53、何回もしつこいけれども、同じ敷地内に2つあるよりは、1つは3か所に回すことができるのではないかなと思ったので、もしまた議論の余地があるのでしたら検討をお願いしたいなと思うのですけれども。

質疑変えますけれども、今回の落札額3,354万円というのは、これ補助額は幾らぐらいですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 この落札額の8割が補助額になりますので、2,600万円ぐらいが補助額になります。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○**桃原功 委員** 今、災害を想定しているのですけれども、これ、工事現場ではよく見るバルーンですよ。災害のときにこれをスムーズにそこの公共施設にいる自治会長とか、あるいは役員の方々が適切な場所に設置してできるのかなど。もっと運びやすい照明器具、これ4脚で立ちんぼしているけれども、5脚。これに決めた理由というのは何かあるのですか、基準みたいなのが。もっと安全に、あるいは高齢者でも、がらからみたいな形で照明をセットできるものはなかったのか。

○**石川慶 委員長** 防災危機管理室長。

○**防災危機管理室長** 桃原委員の御質疑にお答えします。この仮設照明機を選定する際に、やっぱり複数のものを実際に見てみて、どれが一番適しているのかというのを確認はさせていただいたところです。やっぱり見ていく中で、照明がむき出しだと熱源がととも発生して熱くなったり、あとは安全装置がついていなかったりするものとか、安いものであれば。軽くて利用しやすいものであれば、安全装置とか、そういった配備がなかなかついていなかったりしたものがあったのと、あとは今回、我々が想定していたのは、やっぱり避難所として明るさの調整ができたり、安心して避難者が生活できるような配慮のある、あと使いやすくてというような照明機を探していたものですから、今回の照明機、バルーン型の照明機にしようということで決めたところでございます。

○**石川慶 委員長** 桃原功委員。

○**桃原功 委員** だから、これ固定して、子供たちがぶつかったりしたら、これ倒れますよね。というのは、自治会長も災害で公民館に行けなかったという想定もあります。例えば高齢者しかいないときもあるかもしれない。そのときに、高齢者が投光機を引っ張り出して明かりをとますというのものもあるかもしれない。分からないです。災害がどうなるか。必ずしも自治会長たちがやるという想定かもしれないけれども、もしかしたら高齢者とか子供しかいないときもあるかもしれない。そのときに楽に引き出して、とますことができるのも議論があったのですかということを探ったのですけれども、これはぶつかって壊れたら、また運んでこなければいけないということもあるので、なぜこれに決まったのかというのを少し聞きたかったのですけれども。

○**石川慶 委員長** 防災危機管理室長。

○**防災危機管理室長** 御質疑にお答えします。今回我々が想定しているバルーン型につきましても、当然ケースに入れて持ち運びもしやすいことにはなっている。キャスターがついていて、持ち運びしやすい仕様になってはいます。作るときに、当然転倒防止のために、ちょっと重量があるものを下に土台として持っていたりするものですから、ぶつかったら倒れる可能性は往々にしてあるのですけれども、強くぶつかる、キツチャキといいますか、足を引っかけて転ぶという可能性はちょっとありはするのですけれども、そこら辺は用心をしながらとか、避難所運営の中でそこらを注意してくださいねというような方法で使用させているのかなど。

あとは、自主防災組織についても、避難所運営について、みんな役割が決まっています、おっしゃるとおり自治会長が来れない場合もあるのですけれども、避難所運営するのは、僕は長田の話をさせていただくのですけれども、長田でも、1人ではなくて5～6名体制で避難所は運営を開設しましょう。情報を取りに行く班、食料を作る班というのが全て決まっています。そういったメンバーが行って作って避難所を開設するような取り決めを自主防災会で一つ一つやっていたいただいているところです。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 今のやり取りで思ったのですけれども、この出された資料に、伊佐とか大山とか大謝名地区の配置がバツになっていること、ちょっと聞いていいですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。伊佐、大山、14番から23番、津波災害ということでバツついていますが、ここはやっぱり海拔が低い地域になりまして、我々が想定する津波が来た場合に、こちらはもう避難所としての機能を果たさないということになっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 私は、前、宇地泊のほうにマンションに住んでいたのですけれども、それで防災担当、1年やらせていただいたときに、うちの周りについて液状化が起こったり、本当に危険だけれども、時間ないときはマンションの上に上れば大丈夫と聞いたのですけれども、だから、時間が本当にないとき、うちの大謝名地区、高齢化も進んでいるので、高いところに行く時間がない場合は、私が思うには、マンションを建てる、協力することがすごく大切だと思うので、今、桃原委員がおっしゃったように、公民館、ホテル、みんなと連携をしておいて、何かが起こったときには地元の人がこのマンション、ホテルに逃げ込むことを確認しながら連携をしたらいいのではないかなと思いましたが、どうでしょうか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 プリティ宮城ちえ委員の御質疑にお答えします。宜野湾市では西海岸を中心に津波避難所を指定しておりまして、災害時はこういった大きな津波とか地震が訪れた際には、このホテルないしビルのオーナーと協定を結ばせていただいて、高台に逃げる時間がない方は、この一時避難ビルに駆け込んでくださいというようなところも話しております、有事の際には逃げれるようにしております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 安心しました。それで、それを公民館、住民が時間ないというときに、ここに避難したらいいよというのを徹底してやれるような形にしていかないと、本当に高齢の方が地域に残されてしまうので、よろしくをお願いします。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 担当の課も大変御苦労さまでございます。毎回、観光客対応防災予算をしっかりと確保していただき、それを活用して各地域に防災資機材を手配していただいたこと、大変御苦労さまでございます。なかなか全ての地方自治体が行えるものではないと思います。特に宜野湾市は特化して予算を常にもらっていたことに御苦労さまと申し上げたいと思います。

特に今回、先ほども議論、質疑を確認していたのですが、観光客対応とあったので、皆様方の要望として、この予算審議するのですけれども、参考までに大きな西海岸にホテルあります。プリンスもあればラグナもあり、オーシャンもあり、いろいろあります。こういうところは非常用発電機の内容、何階まで水が入っても非常用発電機が作動するのか。そういうのは持っていたほうがいいのではないかと思います。これは後で確認してください。なぜかという、先ほどありましたけれども、ホテルにこれ1つだけ担いでいっても何も無い。でも、大体のところは電源が落ちた瞬間に非常用発電機が作動しますので、特に400~500名も泊まる場所だったら、当たり前に入っているのではないかなと思います。津波が来ても、何階ぐらいのほ

うに非常用発電機が設置されているのか。もしくは、津波が襲った場合、水がどこまでの対応、発電機の防水性があるのか。それは後で確認してください。多分、年に何回も、多分消防のほうと協議していただいて、燃料の入替えもあるので、基本的には各ホテルの非常用発電機が入っているものというふうに認識はしております。これはもう防災室も持っておけば、今ほど小さいもの1個2個と持っていても、それは持っていけない。それも当たり前。向こうはは大丈夫だな、非常用発電機が作動するような津波の高さだなとか、そういうのは常識的に持って、あとはほかのところ、これがしっかり活用できるように。

今回、いつも思うのですけれども、防災備蓄仮設照明機一式となっています、予算見ると。これは、結局、別紙のほうで、また添付書類がつくということですか。結局、内容、詳細。ということで理解していいですか。

それから、今後のこれのメンテナンスみたいなものはあるのですか。結局3,300万円の商品を購入するのですけれども、これはメンテナンスもあるのかどうか。納品終わったら、はい、もうそれ終わりなのか。その点、あまり分からぬものですから。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。1点目の一式については、資料にあります、その絵のとおり資料でございまして、バルーン付の投光機と、あとはハードケースで一式という形というふうになっております。

あと一つ、メンテナンスです。これは、我々も全て56か所の避難所に観光防災の予算を投入して、あと一括交付金を投入して備蓄をしています。これも当然耐用年数的なのがあって、やっぱり使っていく中で使用方も慣れていって、いずれ電球が切れる可能性がある。そういった場合には、当然行政がメンテナンスをしていく必要があるなど思っていますので、これは補助元とか、国、県の補助を活用しながら、資機材の補填というのですか、こういったところを考えていこうというふうに思っています。以上です。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 今回のものにはこういうようなメンテナンスは入ってはいないと。これは考えていますよということで理解したいと思います。

この売買契約書の作り方は、いつも不思議だなと思うのがあって、一式を何個買うかはやらないで、一式をまとめて契約するものだから、それは契約概要みたいなを見たいと思ったので、詳細を見たいのだけれども、これはこのやり方なのでしょう。

あと、確認したいのは、今回のこの箱物があります。スチールケースに入れて、これは全体の重量というのはどのくらいあるのですか。先ほどありましたけれども、引っ張り出して、そこの会場に持ち出すのは大変ではないかというのがありました。これの中にバルーンとか全部入れていますよね。これの箱の重さは、持ったことがあるのかどうか。引っ張れる、キャスターがついているというので、問題ないのかなと思っていますけれども、どの程度の重量だったのか。内容みたいなものがあるのかどうか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。この仮設照明機につきましては、昨年度、令和2年度にも納入はしているところで、これを実際に開けてつけてみたこともあります。重さでいくと、やっぱり20キロ以上、22～23キロはあって、持ち運びするにはキャスターがないと難しいぐらいの重さにな

っております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 頑丈なケースに入っているものだと思います。多分それは建設現場、もしくは土木現場とかで使われているようなものかなというふうに見ています。しっかり頑丈なものではあるのだろうというふうに思います。ちょっと関連するのですけれども、これまた配置しますよね。これを配置だけして、設営の仕方の訓練とかはやる予定はあるのですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 伊波一男委員の御質疑にお答えします。これは自主防災会のお話をさせていただければ、自主防災会は、当然訓練も含めて年1回はやっていただくようお願いしているところであります。先週も新城自治会のほうで通り会でのお祭りのときにも、このバルーン投光機を持ち出して、実際につけてみるとか、そういった、有事の際だけでなく、非常時ではないときにも使ってみて、こういった訓練を兼ねてやっていただくような取組を行っております。

○石川慶 委員長 伊波一男委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。今から配置するものに関しては、この地域の行事、もしくはそこで、これは設営の練習を兼ねて活用してもいいですよということで理解していいですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 そのとおりでございます。

○伊波一男 委員 理解しました。以上です。

○石川慶 委員長 質疑のある方。平安座武志委員。

○平安座武志 委員 確認させていただきます。もう既にこの各避難所に納品されている照明機があると思うのですけれども、それは、すみません、ちょっと忘れてしまっているのですけれども、令和2年ぐらいに災害時のトイレとか、あと発電機、そういったセットでこれ配布したのですか。ちょっとそこらだけ1点お願いします。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 平安座武志委員の御質疑にお答えします。おっしゃるとおりで、そのとおりでございます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。今回は特別推進市町村交付金を使っていますけれども、前回はどの補助金使いましたか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 御質疑にお答えします。これは、前年度までは沖縄観光防災力強化支援事業という内閣府の9割補助を使っておりました。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 分かりました。今回は市町村交付金で10分の8になっているみたいなのですが、これは今、今回の令和5年2月が納品期限になっていて、それまでにまた各避難所に納品していくと思うのですけれども、2台でストップというか、要するにこれ以上、もうちょっと増やしていく考えもあるのか。今回、

この2台、取りあえずは照明機については終わりなのか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 御質疑にお答えします。仮設照明機については、今の計画の中ではこの2台で終了です。あと、今ちょっと一つ、琉大の西普天間の移転も含めて、西普天間跡地が開発されたときには、またそこに新しいまちができますので、そこは避難所とか、そういった機材とかも含めて増設とかを考えていけないといけないなというふうには考えております。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 ありがとうございます。この照明機器について確認させていただきたいのですが、真栄原区の自主防災会のほうで設置させてもらって、物すごく明るい、いいものだったなという、65万円ぐらいと伺っていますが、間違っていたらすみません。これはちょっと雨天時は使用できないというふうに聞いたのですが、それは間違いないですか。どうなのですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 これまで入れているものにつきましては、雨の日でも使用は可能です。使えます。

○石川慶 委員長 平安座武志委員。

○平安座武志 委員 では、納品されているのも、これから来るのも、雨天時でも問題ない。

○防災危機管理室長 はい。

○平安座武志 委員 分かりました。ちょっと説明書の読み間違いかもしれないですが、雨天時は使えないというふうに聞いていたもので、雨天時使えなければ、防災のとき、台風とか、沖縄はたくさんあるので、意味があるのかなと思ったのですが、雨天時も使用可能だと。分かりました。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 よろしくお願ひします。今、沖縄県の観光危機管理基本計画を見ているのですが、この中に、先ほど伊波一男委員がおっしゃっていたことで、市町村は地域の観光産業の持続可能に必要な燃料、発電機などの資機材の備蓄状況を把握し、必要な量の備蓄または観光危機時に迅速に調達できる体制等の整備に努めるとありますので、観光業、西海岸、どれぐらい備蓄しているのかというのを分かっておかないといけないと思っています。

あと、観光危機管理基本計画、これをつくっていくということは考えているのかどうか、お聞きします。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 御質疑にお答えします。知念秀明委員、昨年度でしたか、一般質問でも観光危機管理計画につきましては御質問があったところかと思っています。私も昨年度までは観光農水課長として御質問に対する御回答したところがございますが、今は観光スポーツ課の所管でございますので、彼らにもその必要性は防災の立場から訴えております。彼らもその中で検討していくような話も今していますので、この計画をつくるのであれば、観光側がメインでつくっていくのかなと思います。以上です。

○石川慶 委員長 知念秀明委員。

○知念秀明 委員 この基本計画に基づいて、いろんな備蓄、何々が必要、こうしていこうとかということがやっているとしますので、一緒になって進めさせていただきたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 質疑ある方。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 2～3点、まとめてお聞きしたいと思います。今、皆さんの質疑で出ていましたけれども、使い方の件なのですけれども、普通の一般の方でもその発電機をセットして、照明機、つないで使えるというものなのか。

それと、高価といえば高価、大事な備品になると思いますので、その保管の方法と、責任者は各配布されたところで決めていくのか。

それから、活用するとき、必ず災害が発生したときしか使えないものなのか。ふだん何かの形で責任者の許可を得れば使用できるのか。

それから、メンテナンスというのは、伊波委員からあったのですけれども、ずっと保管ばかりして、使えるかどうか分からないのですけれども、点検整備というの、どなたか責任者がやるのか、市のほうがやるのか。それから、定期的なものがあるのかどうか。この点、少しお願いします。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 我如古盛英委員の御質疑にお答えいたします。まず、使い方につきましては、箱から開けて組み立ててというような手順書も当然中にありますので、我々も実際作ってみたのですけれども、簡単に作れるような仕様になっております。

あと、保管の方法につきましては、今ある56の避難所に、倉庫があるところは倉庫に入れてもらって、ないところは、その資機材置場のほうに保管をしていただくようなことしております。

使い方、使用の基準というところですが、先ほどの御質疑でも御回答したとおり、例えばイベントする際にとか、エイサー祭りがあるよとか、地域の祭り事でも使えるように、当然これが平常時に訓練も兼ねてという意味合いで使うことも可能です。

点検整備につきましては、当然管理者の責任ということになりますので、56の避難所の管理者が年に1回ないし2回、実際にガス管につないでみてやっていただくようお願いをしているところです。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。宮城克委員。

○宮城克 委員 すみません。せっかくなので、幾つか質疑させていただきませんが、補足なのですが、当初お話の中に、たしか以前内閣府に伺った際に、その内容の目的というのは、例えばホテルのもの、観光客の足止めというのは、例えばチェックアウトして空港で足止めになったり、また宿泊先に戻れなかったり、そのような人たちを迷わせないということは説明があったと思うのです。先ほどの話の捕捉にもなるのですが、それからちょっと確認したいのが、56台、今回あって、小中学校に2基、公共というのが2基とあるのですけれども、2基の根拠。なぜ2基だったのか。あとは1基になっているではないですか。その根拠はどのようにして打ち出されているのか、説明もらえますか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 こちらも、これは令和3年度までは内閣府の観光防災の事業でやっていたところです。その中で、内閣府の担当と個数の調整をしたときに、我々の提案としては、炊き出しの現場に1基、あとは中の調光、避難所の中の調光のところ、1基というような配置計画で2基ということで、各避難所に2基ずつということで計画はしたところでございます。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 あと、先ほど説明あったように、新城のイベント、これ使いましたか。後輩たち、自主防

災に関わっているメンバーを呼んで、お借りしたやつを合わせて3基、組み立ててみました。確かにこれ、子供たち、先ほど話もあったのですけれども、子供たちが使っても簡単に壊れない。意図的に倒そうとしないと倒れない仕組みになっています。電源を入れたら自動的に空気が、コンプレッサーで膨らんで光がともるといふ部分でもあって、あとガス管の話ありましたけれども、僕は当日は通常のガソリンのエンジンになって、電源をとったり、200ボルトの電気が使えるようになっている。先ほど平安座委員のほうから、雨天時には使えないのではないかという、使えるとあったのですけれども、多分この電源の取り方。例えば通常の発電機を使ったんですけど、コンセント差し込みがあるので、雨降りは確かにどうなのかなと感じたのです。あと、もう少し高さがあってもいいのかなと感じたのですが、例えばその辺というのは今後、そういった意見を踏まえて、またいろいろと検討していく余地はあるのかなと。どうですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 宮城克委員の御質疑にお答えします。こちらのほうにつきましては、この照明機につきましては、当然、外でも使うのも想定はしているのですけれども、ある程度、要は停電時に避難所に明かりをとすというような想定で、我々の当初の目的は屋内で使うことを想定しているものですから、高さとかということまではちょっと検討に至らなかったところはあるかと思えます。なので、今後、先ほど申しましたように、新しいまちができるところに対しては、そういった視点も含めて、指定避難所に備蓄するものについては優先的に考えていこうかなというふうに思いました。以上です。

○石川慶 委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 持ち運びの件に関しては、確かに重かったです。間違いなく女性には持てないのかなと。だけれども、災害を想定しているので、できれば運びやすさとか、使いやすさというのも、実際は災害時に適切なのかなというのは、下がみんな訓練中の時みたいにつるつるした床というわけではないので、持ち運びが要求されると思うのです。なので、それはそのままでもいいと思います。ただ、確かに重さに関しては、やはり事前に自主防災組織に対して促して、早めに訓練したほうがいいのかと。今回はたまたま全部出して、テントから何から全部訓練がてら、これを準備して。ほかのところ、促したほうがいいのかと。それは一つの提言として言っておきたいと思えます。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 宮城克委員の御質疑にお答えします。おっしゃるとおり使ってみないと分からない。トイレもそうなのですけれども、実際開けてみないと分からないというところがありますので、これは我々の自主防災会23団体できていまして、その中の、この23団体を一つにまとめる組織体も一度二度、打合せをしているところです。その中で、やっぱり情報として上がるのが、どういう訓練しているの、どうしたらいいのというところがありますので、今回の宮城克委員の御提言を含めて、実際にやってみるところを全体で進めていきたいなというふうに感じております。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに。上地安之委員。

○上地安之 委員 質疑の中で、その機材の内容と、また等々の内容を理解いたしました。そこで、一つ、気になっていることが、先ほど少し触れておりましたけれども、危機管理基本計画、沖縄県が策定しているわけです。本市の計画と今回の事業費は平行だと思うのです。いつ何どき、有事が発生するか分からない。特に危機管理マニュアル、あるいは特に観光客をメインとするならば、多言語の対応とか指導計画、その計

画の中に全て包含されていると思うのです。せっかくこれだけの機材を国庫補助金あるいはまた負担しながら納品を準備しているにもかかわらず、いざ有事ですから、平時と違いますから。そのようなマニュアルというのがどのようになっているのかというのがちょっと気になっているのですけれども、説明してもらえますか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。この観光危機管理計画についてだと思いますが、先ほど知念秀明委員の御質疑にもお答えしたとおり、宜野湾市には観光危機管理計画というのはございません。私は昨年度までの業務の経験上、必要性は常に感じていて、職員のほうにもこういった勉強をしておくようにというところ、情報収集は今やっているところでした。当然つくことで、各観光施設も意識は高まるでしょうし、観光客に対してもPRができるのかなというふうに思います。今後、先ほど御回答もしたところでありますが、観光部局のほうにもそういった必要性は、またこちらの部からも改めてお話ししていこうかなというふうに感じております。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 不離一体だと思うのですよ。機材はどんどん揃って、国の制度を活用して購入したと思うのですけれども、いざ有事の際に出動しようとする。その指導マニュアル等が、手引もつくられていないままで、平時と違うと思いますから、これは不離一体だと思います。ですから、それは別個ということではなくて、やはりそれだけ準備して対応しているであれば、それも不離一体として捉えて対応していただきたいと思います。それは担当部署がどこになるのか分からないけど、不離一体ですね。しかも、外国人となると言語も多岐にわたっていきますので、それも含めて、ぜひともその対応を早急に立ち上げていただきたいと思います。

それから、契約だけれども、せっかく契約検査課も出席していますから、聞かないわけにいかないでしょう。今回、この指名競争入札、あるいはまた公募型というのがありますけれども、指名競争した理由は何ですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 上地安之委員の御質疑にお答えいたします。おっしゃるとおり指名競争入札であったり、入札の仕方は公募型、プロポーザル型あります。今回の我々の議案につきましては物品の取得ということでございますので、どちらかという、アイデアとか、そういった、どの競争というよりは、我々が意図する仕様の内容がどれだけ安く購入できるかというところに力点を置いていますので、指名競争入札という制度を活用させていただきました。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 物品の売買契約、それは議会の承認事項となるのは幾らからですか。

○石川慶 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 金額は予定価格2,000万円以上になっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 予定価格の設定について、財務規則の中でも明確にされていて、予定価格の設定根拠について説明をお願いします。

○石川慶 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 予定価格の根拠についてなのですが、本市の財務規則97条において、一般競争入札、こちらは指名競争入札においても準用される規定になっているのですが、入札に付するときは、あらかじめ価格の総額について予定価格を定めなければならないとあります。その価格を定めようとする場合については、取引の実例価格、需要の供給、履行の難易度、数量の多少、履行期限等を考慮して公正に決定しなければならないと規定されております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 予定価格は何社から見積り取りましたか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 御質疑にお答えします。指名競争入札するに当たり、参考見積りを3者から徴取して、頂いた見積額を比較した上で設計額を算定したところでございます。以上です。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 予定価格の見積りというのは2者でよかつたのじゃないですか。あえて3者とした理由は何ですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 御質疑にお答えします。これまでも令和3年、2年ということで、この物品の供給はさせていただいたところです。その中で、取引事例とか、ほかの自治体の事例とかも含めて、3者を選んで設計額を確認したところでございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 これで終わりますけれども、ぜひとも危機管理に伴う指導マニュアルというのが早急に、かなり機材の準備を進める中で、いざ災害に遭遇したときにその計画というのが全てになりますので、ぜひとも持ち帰って関係部署と協力して作成してください。以上です。

○石川慶 委員長 次に質疑のある方。桃原功委員。

○桃原功 委員 1点だけ確認します。今回のこの物品ですけれども、例えば各自治会等に配置されますよね。夏祭りとか、旧盆エイサーとか、自治会が使いたいというときには使えるのですか。

○石川慶 委員長 防災危機管理室長。

○防災危機管理室長 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。おっしゃるとおり使うことが可能です。使えます。

先ほど桃原功委員からありましたガス発電機の購入の費用でございます。1台当たり21万円で購入しております。ガス発電機です。

(「2台分は40万円ということ」という者あり)

○防災危機管理室長 そうです。

○石川慶 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 審査中の議案第61号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時38分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時40分)

---

○石川慶 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次の委員会は10月12日午前10時から会議を開きます。  
本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午前11時40分)

## 総務常任委員会会議録

○開催年月日 令和4年10月12日（水） 3日目

午前10時01分 開議

午前11時31分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（10名）

委員長	石川 慶
委員	宮城 克
委員	上地 安之
委員	桃原 功
委員	プリティ宮城ちえ

副委員長	知念 秀明
委員	平安座 武志
委員	伊波 一男
委員	我如古 盛英
委員	上里 広幸

○説明員（11名）

総務部次長	多和田 眞満
企画政策担当主幹	志村 賢太郎
財政係長	比嘉 隼也
市民経済部次長	新垣 育子
市民協働係長	塩川 浩志
道路整備課長	與那嶺 諭

企画部次長	泉川 幹夫
財政課長	小橋川 陽介
デジタル推進課長	金城 広郁
市民協働課長	伊佐 英人
産業政策課長	宮城 恵

○議会事務局職員出席者 棚原 裕貴

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第51号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

議案第58号 宜野湾市税条例等の一部を改正する条例について

議案第61号 観光客対応防災備蓄仮設照明機購入に係る物品の取得について

【閉会中の継続審査】

所管事務調査について

認定第1号 令和3年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

#### 第446回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和4年10月12日（水）第3日目

○石川慶 委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第3日目の会議を開きます。これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時01分）

#### 【議題】

#### 議案第51号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）

○石川慶 委員長 継続審査となっております議案第51号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件に対する質疑を許します。

総務部次長より、答弁保留中の答弁がありますので、よろしくお願いたします。総務部次長。

○総務部次長 おはようございます。先日の委員会審議におきまして、上地委員から2点質疑がありまして、その2点、補足説明をしたいと思います。

予算書の53ページ、10款4項1目の幼稚園費の説明欄01、職員給与における給料のマイナス530万円、その理由ということでありまして、確認したところ、産休、育休の方が4名いることによるマイナスが発生したということでございます。これは以上です。

もう一つ、予算書の15ページ、17款2項1目、土地の売払いに関する里道の件で、経緯とその根拠、売却に当たっての根拠ということでありました。経緯としまして、里道は平成14年11月に市に譲与されております。国有財産から市に。それで、里道を処分する際には行政財産として今持っていますので、廃止を行って、その廃止が認められましたら市の普通財産として売却を行っております。それに伴う管理条例で、売却の要領などはしっかりと策定されております。それに基づいて事務手続処理を行っております。以上でございます。

○石川慶 委員長 皆さん、本日の進め方ですが、一般会計審査順序別紙でございます。その順序のとおり進めていきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

まず、1番、歳入、17款2項1目不動産売払収入について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 おはようございます。今日の資料の中に地図が入っているわけです。大体全体の大まかな場所というのは分かるのですが、このように出していただければありがたいと思います。

それで、17ページの財産収入なのですが、説明によりますと普通財産が2筆、それから先ほどの里道の件が2筆。里道の件は、これに関してもやはり重要な里道になっている場合もあるし、本当に用途が限られて、必要ないのかなということ、多分そういうところはしっかりやって、手続上も正しくされていると思しますので、これに関しては、また次も出てくると思しますので、その段階でまたお聞きしたいと思います。

今日は、その普通財産の2筆の点に関して少しお伺いします。資料の中に金額が出ているのですが、

用途としては駐車場にしていたということで、2筆合計1億円余りが市の収入となっています。この収入については、市の収入としているんな一般財源に入ってくるわけですが、国民健康保険等いろんなものが、赤字の状態が続いているということで、皆さん、それをやりくりしてやっているというのは分かりましたけれども、では、これに関して、単価ですけれども、単価の決め方というのは、買ってくれる相手との交渉になるのか。それとも、鑑定を入れて、その鑑定の中で、それに近い方に売却をするという形なのでしょうか。

もう一つ、3月に間に合わずに6月ですか、間に合わずに今議会になったということの説明もありましたけれども、どういったところが遅れた理由になるのでしょうか。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 御質疑にお答えいたします。価格につきましては、不動産鑑定士に依頼をしまして、鑑定価格を出しております。

6月議会に間に合わなかったということでございますけれども、実際の契約が行われたのは7月でございます。売買契約。それによって今定例会に提案しているということでございます。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 先ほども言いましたように、いろんな事業、政策についてはやらなければいけないということがあって、資金がたくさん必要なのは分かりますけれども、そういった形で今回伊佐の土地は最初から駐車場だったのでしょうか。すみません。前から駐車場でしたか。使っていた場所。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 この2筆とも、貸している理由は駐車場用地として使いたいということでお貸ししております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 調査不足で分からないのですけれども、もともとはどういう土地だったのですか。何か施設だったような。

○石川慶 委員長 総務部次長。

○総務部次長 こちら伊佐の2筆は、埋立てに伴う土地でございます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 鑑定評価による売買ということで、これに関しては中身は単価も安いといえば安いし、もう少し、市の自前の財産ですから確認してほしいなという気持ちもありますけれども、それについては、鑑定を入れたということですから、鑑定の方法までは詳しくは聞かないですけれども。では、要望としては、もう少し、この見取り図、住宅地図において、もう少し分かりやすいような提供、そうすれば、鑑定入れたから、では、それでいいやということではなくて、やっぱり議員の皆さんもできるだけ、市の財産ですから、高く売って、市民からすると安いほうがいいかもしれないですけれども、適正な価格というのが、その場所においてはあるのかなということも知りたいですので、もうちょっと詳しい資料を頂けるように要望いたします。

○石川慶 委員長 では、1番に関してはよろしいですね。進めていきましょう。

次、2番、歳出、2款1項6目企画費、宜野湾市制60周年記念事業について質疑のある方、挙手をお願い

いたします。桃原功委員。

**○桃原功 委員** おはようございます。確認しまして、内容は理解するのですけれども、やはり返礼品の選定が、ちょっとまだ納得できていないので、確認をしたいのですけれども、補正額は144万3,000円と少額なのですけれども、やはり返礼品提供するうえで、60周年記念事業だから、何らかの形でキティちゃんというのが影響は大きいというのは分かるのですけれども、やはり宜野湾市の産品を、あるいは特産品を返礼品としてキャンペーンしていくという、皆さん、視点は持ち合わせるべきだと思っているのです。持っていると思うのですけれども、なぜ安易というか、縫いぐるみになってしまったのかというのをもう少し確認したいのです。その返礼品を選定するときに、特産品を出そうよという議論はなかったのか、あったのか。その辺をちょっと確認したいなと思います。

**○石川慶 委員長** 企画政策担当主幹。

**○企画政策担当主幹** 桃原功委員の御質疑にお答えいたします。今回、ふるさと納税返礼品として、キティちゃんの縫いぐるみを選定する前段としまして、今、委員がおっしゃったような、例えば、はごろもパイ含めてなのですが、市産品への活用ができないかということについて、まず係内で検討させていただきました。その過程の中で、これは今回サンリオさんのデザインを使用させていただく契約の下に返礼品の開発というのを進めていくのですが、それに当たって先方の担当者とも意見交換した際には…。

(「先方というのはサンリオ……」という者あり)

**○企画政策担当主幹** サンリオさんです。実際、ふるさと納税の返礼品で通常の民間の事業所様が提供している商品へキャラクターを入れるというのが、社内調整も含めて、かなりハードルが高いということもまず一点ありました。併せて、実際のそのまま社内での許可を得て、また本市と調整がうまくいった場合なのですが、その場合においては、商品の仕入れ単価の、算出基準については詳しくはちょっとお答えできないのですが、また市から負担して返礼品としての商品開発というのを、2つのハードルがありました。

併せてなのですが、そのハードルを経た上で、実際返礼品として登録した先進自治体での取組の成果のほうの確認を行いました。その際に、やはり物にもよるのですが、実際返礼品としては売り切れに至らなかった事例が複数ございまして…。

(「売り切れが…」という者あり)

**○企画政策担当主幹** 要は、こちらが製造してもらった個数全てが返礼品として出ていかなかった場合があります。縫いぐるみと比して、かなりリスクのある取組、場合によっては事業者様のほうに在庫を抱えさせてしまうリスクも含めて出てくるのではないかという懸念も意見交換の中で出てきたことを受けて、それではどういったものが一番今、サンリオさんが関わったものの中で、実際、好まれているのかというのを確認したところ、縫いぐるみが一番人気でありますということを受けまして、それでは縫いぐるみを軸に返礼品の開発を進めていこうということで進めてきた次第でございます。

**○石川慶 委員長** 桃原功委員。

**○桃原功 委員** 今の答弁だと、サンリオ、キティちゃんありきなのです。キティちゃんありきなのです。今の答弁。私が言っているのは、返礼品を選定する際に、やはり宜野湾市の食べ物だけではなくて、パイとかクッキーとか、チョコレートだけではなくて、ほかにも産品、あるのではないですかと、腐らないもので、日持ちのいいもの、あるのではないですかと。そういう選定の議論というのはなかったのかなと。おととい

の答弁で、何か焼き印という話もあったと思うのですけれども、そこまでやるのは確かに大変だと思います。私のイメージは、例えばキティちゃんの包装紙など使って、パイだったり、クッキーだったり、チョコだったり、非常に簡素かもしれないけれども、簡単かもしれないけれども、ここのものを差し上げる、宜野湾市の産品を差し上げるという視点が必要ではないですかということを行っているのです。だから、今、ハードル高いということをおっしゃったけれども、確かにハードル高いでしょう。だけれども、今の答弁だと、キティちゃんありきになっているので、やはり市のものを提供したいというのを持ち合わせしていないと難しいのではないかなと。包装紙を使って出すというのは駄目なのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 桃原委員、御意見ありがとうございます。地産品のものを検討したか否かということ、検討しました。検討しています。キティちゃんありきではございません。要は、この60周年記念ということで、1年間限定でやっていますけれども、例えば返礼品の中でどういったものが出ているのか。ましてや、やることによって、今度上乘せが出てきたりとか、さっき言ったみたいに、例えば在庫が残ってはいけないとか、そういうことも鑑みながらやっている中で、やっぱりキティを応援大使としてやっているの、キティグッズとかというのが全くないのかという御意見もあったのです、実際。その中で、やっぱり返礼品、1年の中で使う中で、しっかり返礼品として届け、皆さんが返礼品として取りたいといったものの、他府県の部分の事例も踏まえて縫いぐるみにしているのです。なので、先ほど言った包装だけではなくて、刻印とか包装、大体一体となっている出し方をしていますので、例えば他府県の場合はそのようなもので出ていたりしていますけれども、やっぱり今あるものでやるときに、例えば価格のお話だったり、在庫の残る、要するに1年、例えば3月まで権利はあるのですけれども、それ過ぎてしまったら出せないという条件もあるのです。1年限りのもの。ところが、何年もこれをできるのであれば、確かなにはけるかもしれないのですけれども、その期間が限られている中で、どれをやることによって返礼品として好まれるかということが第一の視点で考えたということです。だから、市のものを考えなかったかといったら、考えて、その中でさらにキティにしたということでございます。以上です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 それと、このキティちゃんの縫いぐるみに宜野湾という、じのーんとか、何でもいいです。宜野湾が想起できる、イメージできる単語みたいなのがあるのですか。あるいはデザインがあるのか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 市報とか、そういったところに出ているのですけれども、実際、このキティの応援、これが縫いぐるみになるというイメージになっています。なので、これはオリジナルで、宜野湾しかないです。

○桃原功 委員 だから、それに宜野湾という文字だったり、何か宜野湾がイメージできるものがあるのですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 お答えいたします。今、サンリオの担当者との意見交換の中では、縫いぐるみの中に、今、委員がおっしゃったようなタグ、もしくは縫いつけの形でハローキティと宜野湾市がコラボしているということが分かるような明記はさせていただいて、これが宜野湾市の返礼品でなくて、お届けする際には市の名称が入っているデザインをあしらった段ボールで送るといったようなものを、届いたときから楽しんでい

ただけるような表現をしながら、開発に向けて、今、意見交換しているところでございます。なので、委員がおっしゃったようなタグ等でしっかり市のものだということでPRできるようにデザインしているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 段ボールとおっしゃってましたけれども、段ボールだけでなく、商品にもついているということでもいいですか。

○企画政策担当主幹 はい。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これはやっぱり食品だったら日持ちのことがあります。縫いぐるみだったらそれがないということで、ちなみにこの予算で何個ぐらい製作したのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今現在の予定としては300個です。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは3月までしか使えない。

(「そうです」という者あり)

○桃原功 委員 3月までの返礼品の数。これがもし足りなくなった場合、また補正を組むのか。あるいは、余ってしまった場合にはどうするのか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 お答えいたします。まず、増刷については、現時点においては考えてございません。併せてなのですが、あくまでも返礼品でございますので、基本的には市外の皆様から頂いた御寄附に対しての返礼としてご用意しています。しかしながら、このデザインを気に入っていただけている市民もいらっしゃるかと思いますので、今後、予定されているイベント等でノベルティー等でも配布できたらなど考えております。なので、全てを返礼品として提供だけではなくて、市民にもしっかり提供できるような形で活用方法を今検討しているところでございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 これは今回の補正ですけれども、これからの寄附に対して返礼品を提供する、これは寄附に対して、全ての寄附者に対してそのキティちゃんをプレゼントするということなのですか。それとも、希望者のみなのですか。

○石川慶 委員長 企画政策担当主幹。

○企画政策担当主幹 お答えいたします。今回、ふるさと納税をしていただいた方全ての、追加の提供ではなくて、例えば本市でいうと、よくあるブエノチキンさんであったり、オリオンビールさんとかの提供商品の返礼品があるのですが、そのラインナップの一つとして縫いぐるみを入れさせていただくものです。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 関連してなのですけれども、今、とても御苦勞を聞いたのですけれども、やはりハローキティちゃんのことなのですけれども、それは60周年に関しての契約なのですか。それとも、1年限定なのですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 今年度のみの契約となっております。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 サンリオはやっぱり世界的にというか、人気がある、有名だということも分かるのですけれども、私は桃原委員と同じで、何か宜野湾独自のものをやっぱり打ち出していくのがいいのではないかなと思うのですけれども、やはりサンリオさんにお金が落ちていくということが一つと、そしていろんなアーティストからいろんなアイデアを持ったすばらしい人材がいるので、キティという既成のものではなくて、これから先なのですけれども、そういうものが来るときには公募とかして、宜野湾独自のものをつくってもいいのではないかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 御質疑にお答えします。今現在、宜野湾、返礼品の数ですけれども、先ほどうちの志村のほうからその商品の中に1つ加えると。令和4年度当初で、委員も御覧になったかと思うのですけれども、246商品あって、その中で宜野湾特産という形のものもラインナップしている状況です。

先ほど委員がおっしゃっている既製品という形のお話もあったのですけれども、既製品ではなくて、今回はオリジナル、今年度やったこの絵柄というのは宜野湾市のみ、他市、他府県ではないという形で、宜野湾市オリジナルのものとしての返礼品です。実際、この返礼品を寄附したものがどこに、これを頂きたいということで寄附したら、これはサンリオの収入にはならず、宜野湾のふるさと応援のほうに入ってくるものですから、これを欲しいということで応援寄附した。それがサンリオさんに行くわけではございません。なので、これは宜野湾の財源確保という観点からも、オリジナルを作って、それを対外的に示すことで財源確保を図っていこうという狙いもあります。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。いろいろな苦労があったと思いますが、ふるさと納税のほうで、先進自治体のいろいろ調査をなさったということなのですけれども、他県のほうですか。先進自治体を参考にしたというのですけれども、これはほかの県の自治体ですか。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 実際にこの応援大使、宜野湾市で今回やっているのですけれども、これは沖縄県で初なので。なので、沖縄県初なので、沖縄県のほかの自治体の参考がないものですから、他府県ではやられている自治体があるので、その自治体を参考にしながらというところがございます。以上です。

○石川慶 委員長 プリティ宮城ちえ委員。

○プリティ宮城ちえ 委員 分かりました。ありがとうございます。あと、ふるさと納税のほうで、県内ですけれども、豊見城市のほうで4年間で何千万円から何億円というので、またそういうところも参考になったと思いますので、また頑張ってください。以上です。

○石川慶 委員長 企画部次長。

○企画部次長 実は、11市の中で、このふるさと納税寄附金のものについては、宜野湾市は本当に下のほうでございます。なので、他市町村のほうでどういう取組をしているか。宜野湾の特産という形で売り出したのですけれども、この売り出しの方法、サイトの増設等も考えて、ここは研究をして、このふるさと応援の

財源確保に努めていきたいと思ひます。以上です。ありがとうございます。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

○プリティ宮城ちえ 委員 よろしくお祈ひします。ありがとうございました。

○石川慶 委員長 他に質疑ありませんか。

(「なし」という者あり)

○石川慶 委員長 では、進めてまいります。

次に、3番、歳出7款1項2目商工振興費、ぎのわん元気再生！クーポン&キャッシュレス関連についての質疑のある方は挙手をお願いいたします。桃原功委員。

○桃原功 委員 すみません。お伺ひします。46ページのぎのわん元気再生！クーポン&キャッシュレス推進事業なのですが、財源が一般財源から1億6,593万6,000円の減、その代わり国庫から1億9,593万6,000円の増と。差引き3,000万円の補正だと思うのですけれども、この予算の組み方というのは、一般財源を減額して、ここから出すことができたということをお伺ひします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 予算書44ページ、7款1項2目商工振興費のぎのわん元気再生！クーポン&キャッシュレス推進事業の国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億9,593万6,000円の財源組替へについての御説明でございます。この元気再生！クーポン&キャッシュレス推進事業につきましては、さきの令和4年5月27日の臨時会において、一般会計補正予算第1号を可決いただいております。その補正1号において、地方創生臨時交付金を活用した各事業のほうを予算化しておりましたが、これらの事業実施に係る財源としては、地方創生臨時交付金だけではなくて、市の単独費の一般財源についても財源として活用している状況でございました。具体的に申し上げますと、補正第1号では、これら臨時交付金の活用した事業の市単独費分の一般財源として財政調整基金から2億9,000万円の繰入れを行っていた状況でございました。その後ですが、国から地方創生臨時交付金の交付決定と。これ、1回だけではございません。年度内に何回か追加交付等、来ております。その財源を活用いたしまして、今回の補正第4号において、さきに市単独費で実施をしていた財源を、地方創生臨時交付金を補正4号で充当することによって財源組替を行って、一般財源をまた元に戻す、繰り戻すという措置を講じている状況でございます。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 分かりました。3,000万円の増額部分をもう少し詳しくお伺ひします。委託料ということで3,000万円計上していますが、委託料で3,000万円という書き方をすると、なかなか中身がよく分からないので、もう少し説明をお願いします。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 委託料の内訳につきましては、さきに提出させていただきました資料のほうで説明させていただきたいと思ひます。こちらの右側に事業費内訳とありますが、これは委託費のことを指しております。委託費に6億7,793万7,000円、今回補正で3,000万円増額しますので、その内訳というふうにご覧いただきたいと思ひます。

その中で、事業費部分と事務運営費部分というのが大きく分けて2つございます。その事業費の中で、さらにクーポン券発行事業で3億1,238万6,000円とキャッシュレス推進事業の部分で2億3,000万円を見込ん

でおります。事務運営費につきましては5,555万1,000円というふうになっております。この中で、事業費、キャッシュレス推進事業の部分で、補正1号で2億円、予算が決定されておりますので、これに加えて補正4号でも3,000万円の増額を予定しているところがございます。こちらが委託費の内訳となっております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 こういった事業の際の懸念というのは、紙クーポンの場合には送付されて、高齢者なども便利に使っていると思うのですけれども、このキャッシュレス推進事業の還元というものに関して、これ例えば、このA4の資料に書かれた事業の事業実施の効果で、(2)番のキャッシュレス推進事業、想定される市内循環額11億円あります。11億円、書いてあるのですけれども、例えばスマホを持っていない高齢者だったり、キャッシュレスでの支払いができない。そういった方々、要はIT等に明るくない方々への対応というのがいつも気になる場所なのですけれども、その辺の対応というのはどういうふうにやっているのか。それとも、もうほかの自治体のようにという言い方は語弊があるけれども、その辺の対応というのはどうされているのですか。高齢者対策です。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 御質疑ありがとうございます。スマホの不慣れな方、いらっしゃると思います。この役所の1階ロビーのほうに、ぎのわんだふる事務局ということで、委託事業者による窓口を設けております。マイナポイントのコーナーの隣に設けているところですが、その窓口のほうは、基本的には使用済みクーポン券の換金受付を行っているコーナーになっておりますが、こちらのほうではペイペイの操作方法などのサポートも行っておりますので、お尋ねいただければ、そこで聞くことも出来ると思います。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 それは、高齢者でもスマホを持っている人が、ちょっと使い方が分からないから聞きに行って教えてもらえると。要はガラケーだったり、スマホ対応でない高齢者もたくさんいらっしゃるので、そういう人たちから不公平だねという声があるのです。そういう改良というのは難しいのかな。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 このクーポン&キャッシュレス事業につきましては、昨年からの第2弾という形で、今年度も実施しているところですが、昨年度実施した時点でもコロナの感染防止対策とか、そういった観点がとても大きくて、今後の非接触だったり、会計の受渡しの簡素化とか、そういったものも必要な時代に入ってきたというところもあるかと思えます。また、事業者の今後のインバウンドの流れなど、また戻ってくる際にも、こういったキャッシュレス、QRコード決済などの推進を図っていくことの目的も私たちとしては持っておりますので、やはりガラケーの方しか使えないという事実はあるかと思えますけれども、今後の世の中の流れとしてキャッシュレス決済に向けての実施を図ってまいりたいと考えております。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 1階のほうでそういうのを教えていただけると。係がいらっしゃるのか、1人2人いらっしゃる。高齢者などでキャッシュレス推進が、私は利用できないけれども、どうやったら利用できるのか。要は苦情等の電話あるいは問合せの電話というのは、1階のほうで集約してて、皆さんのほうにはこれ集約は来ていないですか。それとも、上がってきますか、こういった声があるというの。

○石川慶 委員長 産業政策課長。

○産業政策課長 トラブルになるような案件でしたら、随時報告は来ることになっているのですが、今のところ、そういったことでの報告は来ておりません。

○石川慶 委員長 桃原功委員。

○桃原功 委員 どうやったらいいのかなというのをいつも考えるのだけれども、その物を持っていないと、やっぱり教えることできないし。以上です。

○石川慶 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 では、3番、歳出、7款1項2目商工振興費について、ほかに質疑はございませんね。

(「進行」という者あり)

○石川慶 委員長 進めましょう。

続いて、4番、令和4年度基金残高について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。上地安之委員。

○上地安之 委員 債務負担予算についてお聞きします。初日だったと思います。この事業の状況、年度内の期間は、ごめんなさい、年度途中の期間があります。あるいはまた、年度初めの期間になっているということを確認しましたがけれども、それについてちょっと説明いただきたいと思います。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時43分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前10時43分)

---

○石川慶 委員長 令和4年度基金残高についてが議題なのですが、5番の債務負担行為補正についての質疑がでているので、順番をいれかえて債務負担行為補正についてを議題とします。財政課長。

○財政課長 御質疑にお答えいたします。今回、資料で提供させていただきました9つの債務負担行為予算につきましては、全て令和5年4月1日からのスタートする契約でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 年度途中の期間というものが確認できました。9月議会でも、本来であれば12月の債務予算で多く上がってくると思うのですが、いろんな準備があるのだろうなというのを確認出来たと思いますので、実はこれも提言として申し上げたいのですが、以前、年度前の契約というのを出したのです。これは予算外執行に該当するのです。しかも、その債務負担行為の執行状況というのが、皆さん方、基本的には年度内で進められるはずなのだけれども、進められて、5月31日までにその担当部から財政課に報告義務というのがあると思うのです。それだけでは年度を越えているのか、その辺りしか分からない。その報告するというのは5月の末日でしょう。だから、年度を越えた、年度内で契約をしなくてはならないのが年度を越えたというのは、その報告書の中では防ぐことできないわけです。ですから、あえて、以前にもそういったケースがあったものですから、ぜひとも周知をしていただいて、年度内で契約、そして年度初めからその業務が滞ることなく対応していただきたいというふうに思います。それは提言だけで結構です。ぜひともそれは担当部も含めて、今回デジタル推進課で集中しておりますけれども、多岐にわたって歳入予算を計上して、それは福祉であり、健康増進の中でも、その予算というのは計上されてある中で、なかなか債務予算の締め方というか、それが滞ることなく、それは財政のほうからその旨の周知をしていただいて、その対応方、

お願いしたいと思います。これはそれだけで結構です。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 土地委員の御提言ありがとうございます。私のほうから御説明いたします。債務負担行為予算の年度内の契約については、おっしゃるとおり、大原則、年度内に契約をしないと、これは失効してしまうということになります。そのため財政課では、4月の初めに予算執行の説明会をさせていただいておりまして、この中で債務負担行為の失効が生じないようにという注意事項、周知をしております。ただ、やはり年度末にかけて債務負担行為が集中してまいりますので、今御提言がありましたとおり、私たちが当初予算の内示などと併せまして年度内に必ず契約ができるよう、また何かそういった契約の難しい要因があれば、財政課のほうに相談に来ていただけるように、また周知のほうはしっかり図ってまいりたいと思います。以上です。

○石川慶 委員長 土地安之委員。

○土地安之 委員 年度内を越えると予算の執行として、これは無効の状況ですよね。要するに何件かそういったものがありましたので、ぜひとも今言われたように対応していただければと思います。

続いて、基金に…。

○石川慶 委員長 一つ一つやっていきましょう。

では、債務負担行為補正についてはこれでよろしいですか、皆さん。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 では、次に進めていきたいと思います。

令和4年度基金残高について質疑のある方、挙手をお願いいたします。土地安之委員。

○土地安之 委員 基金の資料を頂きました。財政調整基金、決算剰余金に伴う積立て、そしてまた補正予算に対する取崩し等が今回あります。基金というのも、積立事業、あるいはまた処分に対する事業、これ議会の決議事項なのです。ですから、あえて基金の積立てと取崩しについてももう一度確認させてください。

まず、基金を積立てすると運用益というのが生じてまいります。運用益の書類というのが幾つかありますよね。そのうち一つだけ。利息について確認していきたいと思います。積立てをする際においては、あるいはまた処分する際においては、その運用益の取扱いというのは、一般会計歳入歳出予算にそれは計上しなければならない義務があると思うのです。これは今回の補正予算で計上されているのか。それとも、タイミング的にはいつこれが表に出てくるのかというのをお願いします。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいま土地委員から御質疑がありました基金の運用益についてでございますが、すみません、ちょっと今手元に当初予算書、運用益、利息収入につきましては、御指摘のありましたとおり歳入歳出予算に計上していくものとなっております。具体的に申し上げますと当初予算書のほうになりますが、当初予算書では、この基金残高から見込まれる年間の利息収入が17款1項2目財産収入の利子及び配当金、こちらのほうに当初予算で利息収入を計上いたしまして、そしてその利息収入につきましては、それぞれの歳出予算の積立事業、こちらのほうでも同額が計上されております。利息収入を積むという内容となっております。ただし、年度内で基金残高もしくは利息収入等に変動が生じた場合については、また12月補正、また3月補正などで利息収入の計上とともに積立事業の補正、これも行っているという状況でございます。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 ということは、今回、積立てと取崩しをやっております。その運用益が明らかになるのはいつですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 先ほど御答弁申し上げましたとおり、12月または3月頃に、こういった変更等がありましたら整理をさせていただきたいと考えております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 分かりました。それでは、7億1,000万円、決算剰余金だね、そして一般財源として今回取崩しをしている。今、財調の残高は幾らですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの財政調整基金に関する御質疑にお答えいたします。1つだけちょっと確認なのでございますが、この資料の1番にあります財政調整基金の補正第4号、積立額は決算剰余金の2分の1以上で7億1,000万円となっておりますが、取崩し額のところはマイナスがついております。3億8,400万円ですので、これは取崩しではなく繰戻しとなります。つまり9月補正予算では実質収支をはじめ、先ほど御説明申し上げました新型コロナの地方創生臨時交付金の財源組替え、先に単費で立て替えていた部分、財源組替えを行っておりますので、そういったところで生じた一般財源余剰分、こちらは財政調整基金へ繰戻すという措置を講じております。

ただいまの残高につきましては、令和3年度末残高が一番右側のほうにございます。36億9,581万5,000円という残高でございましたが、当初予算で16億3,000万円を取り崩して予算を編成しております。そしてまた、補正1号から補正3号、主に新型コロナウイルス感染症対策で、それぞれ財政調整基金を取り崩すという措置を講じてございます。ただし、今回の補正4号では、実質収支の2分の1以上となる7億1,000万円の積立て及び3億8,400万円の繰戻しを行っておりますので、その結果、一番左側から3列目、財政調整基金という名称の右隣、令和4年度予算現在高見込み、御覧になっていただきたいと思います。27億2,981万6,000円、これが9月補正後、補正4号後の残高見込みとなっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それと、さきの2日目、初日だったかな、財調の残高の考え方の質疑がありました。財政課長、その答弁では具体的には答弁なかったのですが、これは法的なものではなくて、やはり時代が、市民の需要というのは増すばかりで、あるいは社会福祉部門、あるいは経常経費、つまり義務的経費が多くなる中で、限られた予算の中での事業を委託しているということを考えなくてはならない。あるいはまた、何が発生するか分かりません。特に財調の役割というのも説明がありますが、基本的な考え方としては標準財政規模、本市の標準財政規模に係る10%から20%というのが総務省の一つの考え方があります。総務省の。これは法的なものではないですけれども、そのぐらいあれば、標準財政規模の10%から20%程度を財調に積み立てておけば何らかの措置ができる、効果的に対応できるというひとつの考え方があるわけです。それからすると、本市の財政規模というのは幾らですか。200億円ぐらいだったと思うのですが。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいま御質疑がありました本市の標準財政規模でございますが、令和3年度決算の標準財政

規模としては216億円余りとなっております。

○石川慶 委員長 上地安之委員。

○上地安之 委員 それを言っても、手前みそではないのだけれども、一つの考え方としてふさわしいという総務省の見解というのが10%から20%。その10%から20%、仮に20%としたら、それは40億円です。40億円には足りない。あるいはまた、10%であればそれは満たされていると。一つの考え方というのは、これは持っていたほうがいいです。今後の、これは平時であればいいかもしれないけれども、何が起きるか分からない。その中で一つの考え方というのを持った上で、財政運営と行政サービスを展開しなくてはならないと思いますし、それは一つの考え方は、財政としては少なくともも持っていたほうがいいと思うのです。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 ただいまの上地委員の御提言、ありがとうございます。この標準財政規模に対する10%程度の財政調整基金残高、これについては、すみません、私、総務省の公式見解ではちょっと拝見したことがございませんで、地方財政の研究者の方のホームページとか、そういったのでは一度拝見させていただいたことがございます。あくまで学説の一つというふうに理解をしております。ただ、やはり本市の標準財政規模は216億円、令和2年度が200億円でしたので、やはり伸びてきております。それだけ一般財源が必要だという状況になってきております。そのため、やはりおっしゃるように財政調整基金に関しては標準財政規模の10%以上はないといけないのではないかなというふうに考えてはございます。

そしてまた、今後、財政調整基金の残高につきましては、本市はまだ国保の累積赤字を抱えておりますし、また様々な公共施設の老朽化対策、そういったものにも対応していかなければならないと考えておりますので、やはり一定程度の残高はしっかり確保できるように財政運営を行っていきたいと考えております。以上です。

○石川慶 委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか、皆さん。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 進めてまいりましょう。

審査中の議案第51号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(何事かいう者あり)

○石川慶 委員長 我総務部次長。

○総務部次長 メールで、今日の質疑に追加で地方債補正の件があったのですが、これはもうないということで理解していいでしょうか。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前10時59分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前10時59分)

---

○石川慶 委員長 第3表、地方債補正の件で我如古盛英委員より質疑したい旨ありましたので進めてまいります。我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 よろしくお願ひします。続けてやればよかったかなと思ひますけれども、21ページで

す。市債のほうですけれども、これまで今回の中原地区と大山地区の学習等供用施設の事業について説明はしっかり受けましたけれども、その状況についてお聞きしたいのですけれども、2点です。

今回、沖縄県の財政を使ってやる。それから、防衛補助を使ってやるという、75%ぐらい、100%へ変更したということですが、これは国庫補助ということで質疑はないのですけれども、そういったことはもうちょっとその事業の進捗からして、こういうことがないように早めに見極めめることができなかつたのか、お伺いします。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時01分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時01分)

---

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 補正予算書、21ページ、22款1項1目の中原地区と大山地区の事業債についての我如古委員の御質疑でございますが、当初で見込めなかつたのかという点につきましては、通常、学習等供用施設建設事業の起債メニューとしては、防衛補助メニューの裏負担分の地方債であります一般補助施設整備事業債、こちらのほうを通常75%のメニューを活用しております。ただ、当初予算の際には通常メニューで計上を行っていたところではあつたのですが、年度に入りまして、やはりこの学習等供用施設につきましては、地区の避難区域のほうに指定されるということでお聞きいたしまして、担当課のほうとも相談をいたしまして、それであれば充当率100%の緊急防災・減災事業債の活用ができるのではないかとということで、県のほうにも問合せを行い、協議を行っているところで、おおむね同意が得られる見込みでございます。そのため、今回、補正第4号で計上させていただいた次第でございますが、御指摘もありましたので、財政課としましては当初予算の中でできるだけこういった見込める財源については注意深く予算のほうで精査をしまいたいというふうに考えております。以上です。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 避難施設として防災の予算が、国庫予算が使えたということは、中原地区はこれから建設すると思うのですけれども、これまで建設した学習等供用施設というのは、その防災予算、国庫予算というのは検討されていないのですか。初めてなのですか。

○石川慶 委員長 財政課長。

○財政課長 今回の充当が初めてのケースになるかと思ひます。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 それから、今回こういう形で起債を組替えというのかな、予算組替えになるのかな。こういった手続条件で、先ほど何回も質疑で、中原の区民の皆さんの中原自治会の負担が何も変わらないよということではあるのですけれども、その負担の75%から100%になったほうが、その中原区民の負担を軽減するなり、あるいはその負担を軽減した分だけ中の施設を充実させたりする方法、それからこういった手続が出てきた件で、いろんな建築への影響、あるいは入札関係への影響とか、いろいろあるのかなと思うのですけれども、それはなかつたのですか。入札とかはまだ行われていないのですか。

○石川慶 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 お答えいたします。中原地区学習等供用施設の建設事業につきましては、令和4年度、本工事、始まっておりまして、10月4日に契約をいたしまして、10月5日から始まっているところでございます。工期は、年度末、3月を予定しておりまして、特に起債の変更等で影響はないものと考えております。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 そうですか。10月4日から工事が始まった。

○市民協働課長 10月5日です。

○我如古盛英 委員 契約はずっと、既に終わっているということ。

○石川慶 委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 10月4日に契約。

○石川慶 委員長 我如古盛英委員。

○我如古盛英 委員 先ほど申し上げたとおり、国庫の予算とか、初めて防災関係の予算が取れるということで、いろんな取組をして、ぜひとも、これからもまた要望があるはずですので、公民館建設に関しては、ぜひ進めていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

○石川慶 委員長 それでは、先ほどの歳入、17款2項1目不動産売払収入について、総務部次長より答弁の修正がございます。総務部次長。

○総務部次長 先ほど我如古委員から、資料にある普通財産、整理番号1と2と一緒に6月議会に提案できなかったのかという答弁の中で、こちらのほう、契約年月日が6月にされておりますが、実際の入金、この数日後にされております。ですので、7月と答弁いたしましたけれども、6月でございます。ただし、6月に入金確認はできたとはいっても、6月定例会中ではありませんので、そこでの提案というのはなかなかできないということで、今定例会になっていることで御理解いただきたいと思っております。以上です。

○石川慶 委員長 よろしいですね。

(「はい」という者あり)

○石川慶 委員長 ほかに質疑はありませんね。

(「なし」という者あり)

○石川慶 委員長 進めてまいります。

審査中の議案第51号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時05分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時05分)

---

【議題】

認定第1号 令和3年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

○石川慶 委員長 認定第1号 令和3年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたし

ます。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時06分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時07分)

---

○石川慶 委員長 審査中の認定第1号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時07分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時24分)

---

【議題】

**議案第51号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算(第4号)**

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第51号 令和4年度宜野湾市一般会計補正予算(第4号)を再び議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第51号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

【議題】

**議案第58号 宜野湾市税条例等の一部を改正する条例について**

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第58号 宜野湾市税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第58号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

**議案第61号 観光客対応防災備蓄仮設照明機購入に係る物品の取得について**

○石川慶 委員長 次に、継続審査となっております議案第61号 観光客対応防災備蓄仮設照明機購入に係る物品の取得についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これより議案第61号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

【議題】

**所管事務調査について**

○石川慶 委員長 次に、所管事務調査についてを議題としたいと思います。

---

○石川慶 委員長 休憩いたします。(午前11時28分)

○石川慶 委員長 再開いたします。(午前11時29分)

---

○石川慶 委員長 本委員会の所管事務調査事項については、休憩中にお諮りいたしましたように、1、総務行政に関する事務調査、2、企画行政に関する事務調査、3、基地行政に関する事務調査、4、消防行政に関する事務調査、5、会計行政に関する事務調査、6、選挙管理行政に関する事務調査、7、監査行政に関する事務調査に決定いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

**総務行政に関する事務調査**

**企画行政に関する事務調査**

**基地行政に関する事務調査**

**消防行政に関する事務調査**

**会計行政に関する事務調査**

**選挙管理行政に関する事務調査**

## 監査行政に関する事務調査

○石川慶 委員長 次に、所管事務調査、1、総務行政に関する事務調査、2、企画行政に関する事務調査、3、基地行政に関する事務調査、4、消防行政に関する事務調査、5、会計行政に関する事務調査、6、選挙管理行政に関する事務調査、7、監査行政に関する事務調査、以上7件を一括して再び議題といたします。

お諮りいたします。本7件については、本定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、本委員会委員の任期の間、閉会中の継続調査といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

## 【議題】

### 認定第1号 令和3年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定について

○石川慶 委員長 次に、認定第1号 令和3年度宜野湾市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、今定例会中で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○石川慶 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午前11時31分)